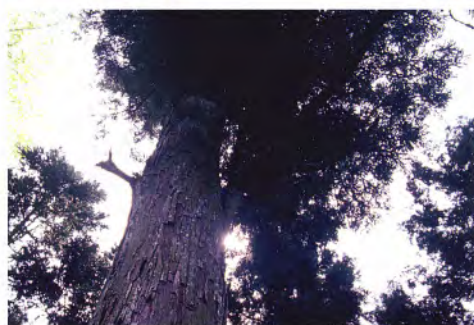


三重県環境基本計画

— 改定 —



平成**16**年**6**月

三 重 県

恵み豊かな環境を未来に



三重県知事 野呂 昭彦

三重県は、豊かな緑、きれいな水、さわやかな空気などの自然に恵まれ、また、日本でも有数の歴史的・文化的遺産を数多く有しています。

このような「恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいくこと」が私たちに課せられた責務であるとの認識のもとに、県では、平成9年6月に三重県環境基本条例（平成7年3月に制定）に基づきまして基本計画を策定し、各種の環境保全のための施策を進めてまいりました。

しかしながら、基本計画策定後7年が経過した今日の状況を見ますと、地球温暖化の対応が急務となっており、また、有害化学物質による環境汚染の顕在化、さらには、循環型社会の形成に向けての多くの法令の整備、事業者による ISO 14001 の認証取得などによる自主的な取組の広がりなど、環境政策を進める上で取り巻く状況は大きく変化してきております。

このような状況を踏まえ、環境基本条例の基本理念であります「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」の実現に向けた、21世紀初頭の環境保全に関する取組の方向を示す新たな計画を策定いたしました。

今後、県では三重に住む人、住みたい人、訪れる人及び三重県を生活拠点とする人に対して、安全の確保を第一に、限りある資源の循環利用を進め、環境への負荷を低減させるとともに、自然との共生を図り、環境を守り育てる活動を進めるなど、将来にわたって安心して暮らしを営める持続可能な循環型社会づくりを進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「三重県環境審議会」、
「三重県環境審議会環境基本計画部会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの方々に心からお礼申し上げます。

平成16年6月

目次

第1章 計画の考え方	1
1. 計画改定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと性格	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の性格	2
3. 計画の目標年度	2
4. 計画の構成	3
第2章 計画の基本目標	4
1. 計画の基本理念	4
2. 基本目標の考え方	4
第3章 目標達成に向けた施策の推進	7
1. 計画の施策体系	7
2. 施策の推進	9
【基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」を達成するための主要施策】	
(1) 資源循環の推進	9
(2) 地球温暖化の防止	11
(3) 大気環境の保全	13
(4) 水環境の保全	15
(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進	16
【基本目標Ⅱ「人と自然が共にある環境の保全」を達成するための主要施策】	
(1) 多様な自然環境の保全	19
(2) 生物の多様性の確保	20
(3) 自然とのふれあいの確保	22
(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全	23
【基本目標Ⅲ「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」を達成するための主要施策】	
(1) 身近な自然環境の保全・再生	25
(2) 良好な景観の形成	26
(3) 歴史的・文化的環境の保全	28
【基本目標Ⅳ「自主・協働による環境保全活動の促進」を達成するための主要施策】	
(1) 環境経営の推進	30
(2) 環境教育・環境学習の推進	31
(3) 地域における環境保全活動の促進	33
(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献	34

【共通施策】	
(1) 環境保全の総合的取組みの推進	36
(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供	37
(3) 環境保全に関する調査研究等の推進	38
3. 総合的・重点的施策の基本的方向	39
(1) 廃棄物のない循環型社会の構築『ごみゼロ社会づくり』	39
(2) 自動車環境対策の推進『環境にやさしい車社会づくり』	42
(3) 伊勢湾の再生『美しく豊かな海づくり』	45
(4) 流域環境づくりの推進『清らかで豊かな川づくり』	48
(5) 多様な野生動植物の保護『生き物と共にあるみえづくり』	51
(6) 多様な森林整備の推進『生き生きとした豊かな森林づくり』	54
(7) 快適な都市環境の形成『環境にやさしいまちづくり』	57
(8) 地球環境の保全と国際協力『人類が共にある社会づくり』	60
第4章 環境配慮の方向	63
1. 各主体の参加と環境配慮	63
2. 主体別環境配慮の方向	63
(1) 県	63
(2) 市町村	63
(3) 事業者	64
(4) 住民	68
3. 地域特性別環境配慮の方向	70
(1) 山地地域	70
(2) 平地・丘陵地域	71
(3) 市街地地域	72
(4) 沿岸地域	73
第5章 計画の推進	74
1. 計画の推進体制	74
(1) 県における推進体制	74
(2) 各主体との連携	74
2. 計画の進行管理	74
(1) 数値目標による進行管理	74
(2) 年次報告・公表と県民意見の反映	75
3. 財政上の措置	76
4. 計画の見直し	76

【資料】

資料 1	三重県環境基本計画改定の経緯等	77
資料 2	三重県環境基本計画改定案（中間案）に対する県民意見の概要	79
資料 3	三重県環境基本条例	80
資料 4	「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針	85
資料 5	用語解説	89

注：文中の用語の使い方について

「県民」

一人ひとりの個人、NPO、地域の団体、事業者（企業）などの総称として使用します。
ただし、行政は含みません。

「住民」又は「地域住民」

地域で生活する個人の総称として使用します。

「県民一人ひとり」

上記の「県民」、「住民」又は「地域住民」が全体を大まかにとらえた表現であるのに対し、個人の行動等に注目する場合に使用します。ただし、法人は含みません。

「行政」

国、県、市町村の行政機関の総称として使用します。

※ ただし、条例等の条文を引用する場合を除きます。

●第1章 計画の考え方

1 計画改定の背景と趣旨

今日の環境問題は、自動車交通に伴う排出ガスや騒音問題、生活排水による水質汚濁、廃棄物処理などの身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の環境問題に至るまで、広範囲にわたり複雑化、多様化しています。

このような環境問題を解決していくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、本県では、平成9年6月に三重県環境基本計画を策定し、「循環」、「共生」、「快適環境創造」、「参加・協働」を基調とした四つの基本目標の達成に向け各種の環境保全施策を進めてきました。

しかし、計画を策定してから7年が経過し、環境問題を取り巻く状況は大きく変化してきています。例えば、観測データの蓄積や科学的知見の充実により、地球温暖化の進行と影響は一層明確化し、その対応が急務となっており、また、有害化学物質による環境汚染の広がりも懸念されています。さらに、循環型社会の形成に向けては、多くの法令等の基盤整備がなされ、今後はこれらの枠組の下での広範な取組が進められようとしています。また、事業者や行政における ISO 14001 の認証取得などの自主的な取組の広がりも、今後の環境施策を進める上でますます重要となってきています。

一方では、自動車交通に伴う環境問題や伊勢湾等の閉鎖性水域の水質汚濁などの問題については、なおほかばかしい改善には至っておらず、今後とも環境改善に向けてさらなる努力が必要となっています。

また、環境問題に関しては、環境施策の取組方向については総論として賛成であっても、自らの日常生活や事業活動に何らかの制約が生じる場合が多く、具体的な施策の実施段階において異論などが出されることも多く見られます。21世紀の良好な環境を確保していくためには、最適生産・最適消費・廃棄ゼロを基本とした持続可能な循環型社会に向けた積極的な取組が必要であり、これまでのように生活の利便性の向上のみを求めていく生活様式を見直すことが必要となっています。また、総合的な環境行政を進めるうえで、県民の積極的な役割がますます重要となっており、県民の参加と協働のもとで環境施策を計画的に進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、「三重県環境基本条例」（以下「基本条例」といいます。）の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」の実現に向け、現行計画の見直しを行い、環境の世紀といわれる21世紀初頭の環境政策の方向を示す新たな三重県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけと性格

(1) 計画の位置づけ

基本計画は、三重県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられるものです。このため、もっぱら環境保全を目的とする計画や施策はもちろんのこと、環境保全を直接の目的としない計画や施策のうち環境保全に関する部分は、基本計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます。

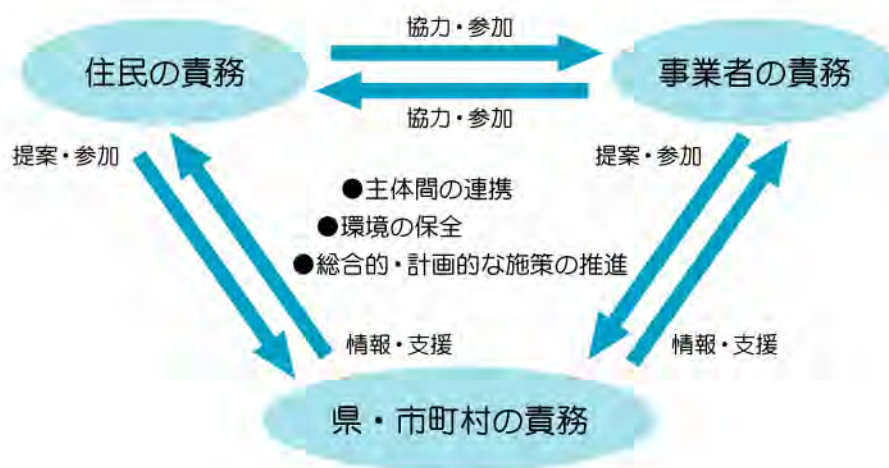
(2) 計画の性格

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした行政計画です。同時に、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与え、今日の環境問題と深く関わっている住民、事業者や市町村も計画の推進主体として位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を示します。

また、環境問題はその要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その場合、事業者と行政、住民と行政、事業者と住民、あるいは行政内部でも国、県、市町村というように、異なる主体間での連携が重要となります。そのため、基本計画においては、個々の主体間の連携の重要性を明らかにし、主体間の連携の促進を図ります。

基本計画の性格を図示すると図1-1のとおりです。

図1-1 基本計画の性格



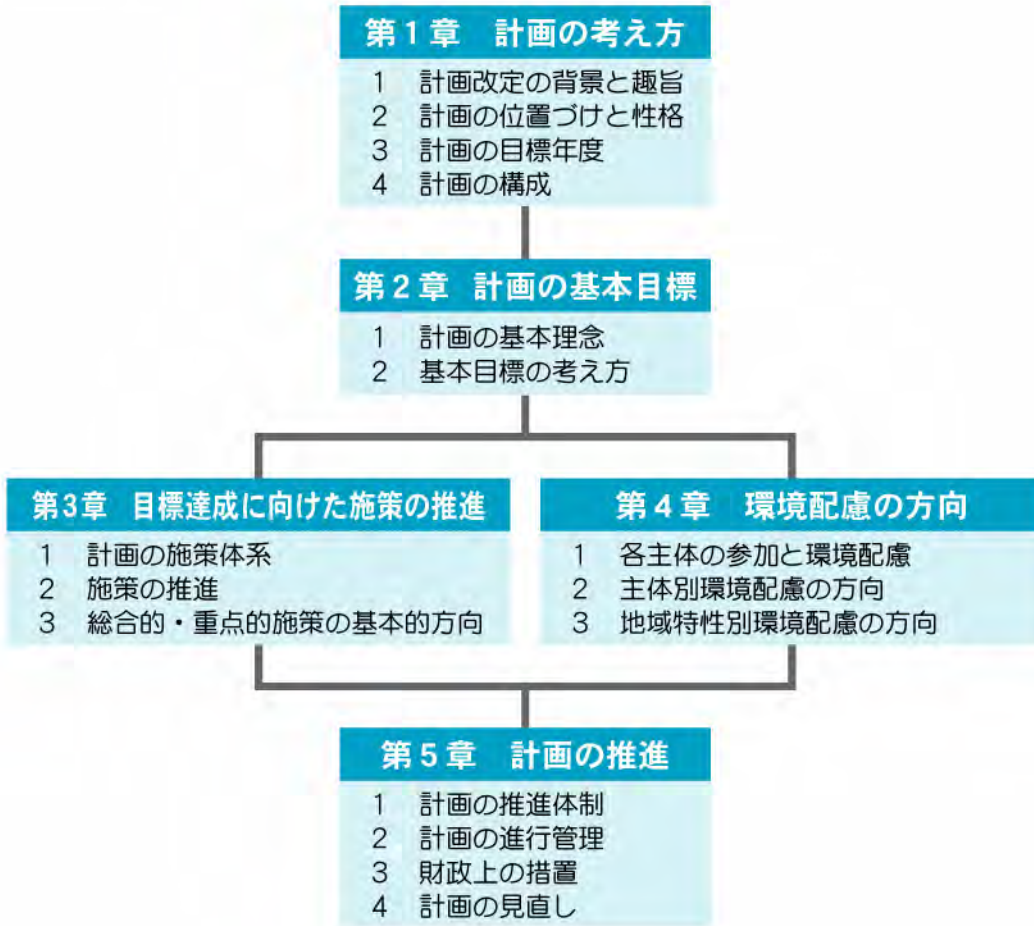
3 計画の目標年度

基本計画の目標年度は平成22(2010)年度とします。

4 計画の構成

基本計画の構成は、図1-2のとおりです。

図1-2 基本計画の構成



● 第2章 計画の基本目標

1 計画の基本理念

基本条例第3条では、環境の保全に関する施策を進めるうえでの基本理念として、次のとおり規定しています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとuringおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて、次の4項目を基本目標として設定します。

- ・基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
- ・基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全
- ・基本目標Ⅲ：やすらぎとuringおいのある快適な環境の創造
- ・基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

2 基本目標の考え方

各基本目標の考え方、対象とする範囲、目標内容は、以下のとおりです。

(1) 基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するためには、社会経済活動の全ての段階において、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用や適正処理を進め、人の活動による大気環境、水環境などへの負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう配慮する必要があります。

このため、基本目標Ⅰは、資源循環、地球温暖化、大気環境、水環境、化学物質対策を対象として、次のとおり設定します。

◆廃棄物の発生抑制を前提とした物質循環の確保やエネルギーの適正利用を進めることにより、環境への負荷を低減し、安全で安心な県民生活を営むことができる持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。

(2) 基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

南北に長い県土と1,000km以上に及ぶ海岸線をもつ本県は、原生的な自然から身近な自然に至るまで多様な特性を有しています。これらの自然は、人が生きるために必要な物質的な恵みのみでなく、精神的なやすらぎと活力を与え、また、地域の特性に応じて形成された生態系は、自然の一員としての人類の生息基盤となるものであることから、人の活動が自然の微妙な均衡を損なうことがなく、将来にわたってより豊かなめぐみを楽しめるよう配慮していく必要があります。

このため、基本目標Ⅱは、多様な自然環境（すぐれた自然、里地里山、河川、海岸等）、生物の多様性、自然とのふれあい、森林や農地等の環境保全を対象として、次のとおり設定します。

◆人は生態系の一員であることを認識し、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に努め、人と自然が共にある環境の保全をめざします。

(3) 基本目標Ⅲ：やすらぎとつらみのある快適な環境の創造

身近な緑、水辺や海辺、見なれた野生動植物の存在や地域の歴史的雰囲気は、日常生活においてやすらぎとつらみを与えるものですが、近年の都市化の進展や効率性を重視した生活基盤整備等により、これらの身近な自然や過去の歴史が育んできた地域の個性が失われてきています。今後、一層の都市化の進展や余暇時間の拡大、高齢化が進む中で、身近な自然にふれあう機会の確保や地域の歴史を生かしたまちづくりなどに配慮したより質の高い快適な環境を創造していく必要があります。

このため、基本目標Ⅲは、身近な自然環境（緑、水辺、海辺、野生動植物の生息・生育地）、景観、歴史的・文化的環境を対象として、次のとおり設定します。

◆身近な緑や水辺などの保全と再生、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全などやすらぎとつらみのある快適な環境の保全と創造をめざします。

(4) 基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

最近の環境問題は、都市・生活型公害にとどまらず地球的規模の問題に至るまでの広がりを見せており、その原因もかつての産業公害のような特定の発生源に起因するもの

のみでなく、我々の日常生活からの負荷も無視できないものとなっています。このような幅広い環境問題を解決するためには、住民、事業者、行政といった社会を構成する全ての主体が、自らの行動を環境に配慮したものにするとともに、各主体の協働と連携により環境保全のための活動や国際的な環境保全への協力に取り組んでいく必要があります。

このため、基本目標Ⅳは、環境経営、環境教育・環境学習、地域での環境保全活動、国際的な環境保全協力・貢献を対象として、次のとおり設定します。

◆各主体が自らの行動を環境に配慮したものにするとともに、国際的な環境保全も視野に入れつつ、互いに協働、連携しながら、積極的に環境保全活動に参加する社会の構築をめざします。



● 第3章 目標達成に向けた施策の推進

1 計画の施策体系

基本条例第8条では、環境の保全に関する施策の策定等に係る基本方針として、次のとおり規定しています。

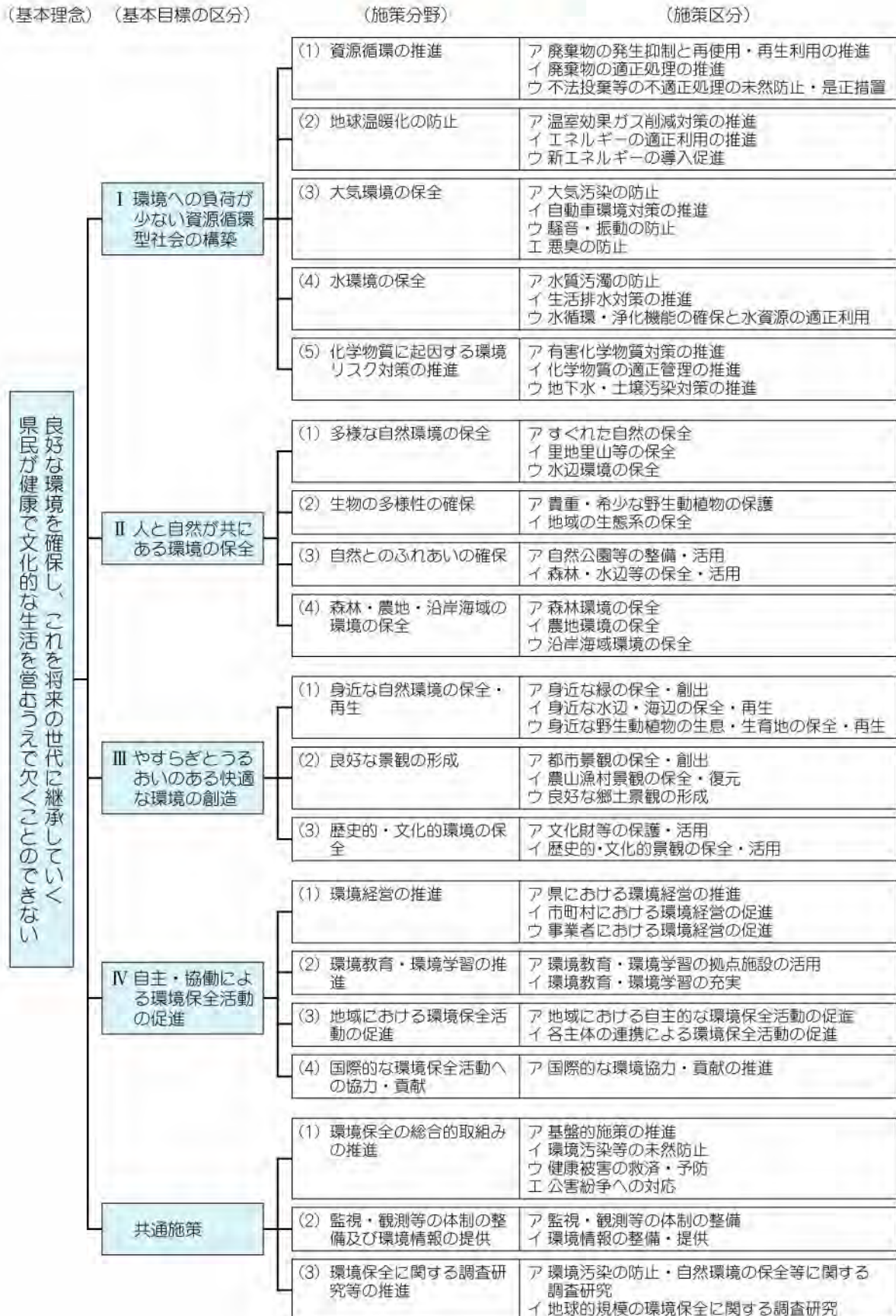
(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- 三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて、体系的に保全されること。
- 四 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 五 歴史的文化的な遺産が保全されること。
- 六 良好な景観が保全されること。

この基本方針に沿って策定し、実施する環境の保全に関する施策の体系を、第2章で示した4つの基本目標ごとに整理し、図3-1に示します。なお、4つの基本目標に共通する施策については、「共通施策」として位置づけています。

図3-1 施策の体系



2 施策の推進

【基本目標Ⅰ 「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」を達成するための主要施策】

(1) 資源循環の推進

【施策の目標】

廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を促進するとともに、やむを得ず排出された廃棄物を適正に処理し、不法投棄等の未然防止と是正を進めるなど、資源循環を図るための目標を次のとおりとします。

◆環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざします。

【平成22(2010)年度の数値目標】

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量を265千t/年とします。<平成13(2001)年度の現状値：454千t/年>

【数値目標の説明】

県内で排出された一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、県内外の処分場で最終処分されたものの総量です。

※平成22(2010)年度の目標値の内訳は、一般廃棄物の最終処分量95千t/年(現状値184千t/年)、産業廃棄物の最終処分量170千t/年(現状値270千t/年)です。

現状と課題

- ◆ 本県の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は、概ね800千t前後で推移しており、平成13(2001)年度は786千tとなっています。一方、1人1日当たりのごみ排出量は、概ね1,200g前後で推移しており、平成13(2001)年度は1,157gと全国平均(1,124g)に比べ依然多い状況にあります。
- ◆ 平成12(2000)年度の産業廃棄物の発生量は3,619千tで、ここ数年、微減傾向が続いていますが、最終処分量は345千t(平成13(2001)年度：270千t)と大幅に減少してきています。また、県内外への搬入・搬出状況は、県外からの搬入量が692千tであるのに対し、県外への搬出量は353千tとなっています。
- ◆ 一般廃棄物(ごみ)の資源化量及び資源化率については、年々増加、上昇しており、平成13(2001)年度の資源化量は147千t、資源化率は18%(全国平均15%)となっています。また、産業廃棄物の資源化量は、平成12(2000)年度1,482千tで、ここ数年は微増の状況です。
- ◆ 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量(平成14(2002)年度)は24件、約6,000tで、ここ数年、発生件数は増加しています。また、リサイクル原料や一時保管などと称した不適正処分など、手口が悪質化、巧妙化しており、十分な監視体制のもとでの早期発見と早期対応が求められています。
- ◆ 資源循環を円滑に進めていくための基本は、環境負荷の大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、廃棄物そのものの発生抑制や再使用、再生利用の一層の推進など、社会全体を循環型社会の構造に変えていくことであり、そのための取組を総合的、計画的に進める必要があります。

- ※ 一般廃棄物の排出量等は、平成13(2001)年度実績が最新の資料となっています。
- 産業廃棄物の発生量等は、おおむね5年ごとの調査で把握しており、最新の調査年度は平成12(2000)年度です。なお、最終処分量については、この調査とは別に毎年度の状況を把握しています。
- ※ 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量は、1件当たりの不法投棄量が10t以上又は有害廃棄物等を含む不法投棄事案についての件数と量です。

主要施策

ア 廃棄物の発生抑制と再利用・再生利用の推進

「循環型社会形成推進基本法」や関連個別法、「三重県廃棄物処理計画」に基づき、県は事業活動に伴う廃棄物の減量化や再資源化の取組を率先実行するとともに、市町村における一般廃棄物の減量化や再資源化の取組を支援します。

特に、一般廃棄物については、平成15(2003)年11月に県が公表した「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」に基づき、市町村や住民、事業者との協働のもとで、ごみの排出量そのものの削減に向けた具体的な取組内容の検討と、その着実な実現を図っていきます。

また、住民に対しては、市町村や民間団体等との連携のもとで、過剰包装や使い捨て製品の使用自粛、使用可能な物はできるだけ長く使う、あるいは修理して使うという生活習慣の定着、生ごみの堆肥化とその利用など、廃棄物の発生が少ない生活様式の普及啓発や支援を行います。

事業者に対しては、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制に配慮する取組、リサイクルが容易な製品づくりや容器等の再利用の促進を求めていくとともに、異業種の企業などが連携し、産業廃棄物に関する情報交換や企業間でのリサイクルシステムの検討など、ゼロ・エミッションに向けた取組を促進します。

また、再利用、再生利用が可能な廃棄物や容器包装等の循環利用を促進するため、住民、事業者、行政が連携してその回収と積極的な使用を進めるとともに、使用済み製品の交換や販売等の機会の提供により、製品の長期にわたる使用を促進します。

さらに、リサイクル製品の利用を促進するため、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品の県での優先的な使用に努めるとともに、市町村や住民、事業者に対してもリサイクル製品の利用促進の啓発を行います。

なお、ごみのRDF化による未利用エネルギーの利用については、RDF化施設、RDF焼却・発電施設など処理工程全体の安全性の確保を徹底します。

イ 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、適正な中間処理施設や最終処分場の整備とともに、処理施設の一層の高度処理化など、処理施設からの環境への負荷の低減を促進します。

また、産業廃棄物の処理にあたっては、環境への影響に関する監視や適正な保管、処分を指導するとともに、事業者の自主的な情報公開を進めます。処理業者へ委託処理する場合にも、排出事業者責任のもとで適正な処理が行われるよう、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の確実な実施を指導します。

さらに、これまで事業者で保管されていたPCB廃棄物については、「ポリ塩化ビ

フェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、確実かつ適切に処分されるよう事業者を指導します。

一般廃棄物については、市町村等における処理施設の整備を促進するとともに、市町村の処理施設では適正処理が困難な廃棄物、特別な管理を要する廃棄物などについては、公共関与により整備した廃棄物処理センターにおいて適正な処理を進めます。

ウ 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、市町村等との協働による監視など産業廃棄物処理業者や排出事業者等への監視指導を強化するとともに、他府県との広域的な監視連携を図り、違反業者や悪質な不法投棄等に対しては、厳しい行政処分や告発を的確に行います。

過去の不法投棄等の事案のうち、将来、生活環境保全上の支障等が懸念されているものについては、安全性を確認する調査を行い、生命や健康被害に及ぶ支障等があるところについては、是正措置を講じます。

また、市町村等と連携し不法投棄に対する迅速な処理体制の構築を進めるとともに、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、県有地等に放置されている自動車の撤去を進めます。

(2) 地球温暖化の防止

【施策の目標】

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策を進めるとともに、エネルギーの適正利用や新エネルギーの導入を促進するなど、地球温暖化の防止を図るための目標を次のとおりとします。

◆ 地域における温室効果ガスの排出削減に向け、全ての人びとが自ら進んで取り組む社会をめざします。

【平成22(2010)年度の数値目標】

県内の二酸化炭素排出量を6,049千t(炭素換算)とします。<平成12(2000)年度の現状値：7,505千t(炭素換算)>

【数値目標の説明】

本県の地球温暖化対策の基本となる「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」に掲げる二酸化炭素排出量に係る目標値です。この目標値は、京都議定書の趣旨を踏まえ、平成22(2010)年度に、平成2(1990)年レベルから6%削減することとしています。

※ 平成22(2010)年度における計画の進捗状況は、平成23(2011)年度春に把握可能な平成20(2008)年度の実績値で評価します。なお平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量の目標値は6,902千t(炭素換算)です。

現状と課題

- ◆ 人間活動の拡大に伴って、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、温室効果が強まって地球全体の温度が上昇しています。
- ◆ 平成9(1997)年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された

京都議定書で、わが国は、温室効果ガスの排出量を平成20(2008)～24(2012)年までに、平成2(1990)年の排出量から6%削減することとしています。本県では、この京都議定書の趣旨を踏まえ、「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」(平成12年3月)を定め、県内の温室効果ガス排出量を平成22(2010)年までに平成2(1990)年比で6%削減することとしています。

- ◆ 本県の平成12(2000)年度の二酸化炭素総排出量は7,505千t(炭素換算)で、平成2(1990)年度の排出量(6,525千t(炭素換算))から約15%増加しています。部門別の排出量は、産業部門が約6割、民生部門2割、運輸部門2割となっています。近年では、産業部門の排出量は横ばい傾向にありますが、民生部門や運輸部門における排出量が増大する傾向にあります。
- ◆ 地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動と深く関わっている問題であり、今後も住民、事業者、行政が一体となって、二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組を一層進めていく必要があります。

主要施策

ア 温室効果ガス削減対策の推進

「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」に基づき、産業部門、運輸部門、民生部門における温室効果ガスの排出量の削減を図るため、県における取組の活動拠点となる三重県地球温暖化防止活動推進センターを整備します。また、地域での取組を進めるため、地球温暖化対策地域協議会の設立を促進し、住民や事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な活動を促進します。

県は、「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、自ら率先して温室効果ガスの削減を進めるとともに、事業活動における温室効果ガスの削減に向けた実効性のある新たな制度の検討を進めます。また、県民一人ひとりに対しては、地球温暖化の現状や対策の必要性を、環境教育の場や環境県民運動等を通じて普及啓発し、実践活動を促進します。

事業者に対しては、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、地球温暖化対策計画書の策定と公表を求めるとともに、市町村に対しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化対策実行計画の策定と公表を促します。

また、森林などの樹木による二酸化炭素の吸収・固定機能の促進を図るため、森林の保全と育成を進めるとともに、公共施設や家庭、事業所などでの緑化を促進します。

オゾン層破壊物質であるとともに温室効果ガスの一つでもあるフロンについては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づく回収・破壊システムを的確に運用し、大気中へのフロン類の排出を抑制します。

さらに、温室効果ガス削減の有効な手段の一つである経済的手法については、現在国で温暖化防止のための税制度等の検討が進められているところであり、今後の制度化等の動向を踏まえながら、効果的な温室効果ガスの削減に向けて、県としても必要な協力を行っていきます。

イ エネルギーの適正利用の推進

県施設における適切なエネルギー管理やエネルギー消費効率の高い機器の導入を進めるとともに、エネルギー資源の浪費を止め、効率的な利用を行うなどの省エネルギー対策を実施します。

また、家庭や事業所への省エネルギー機器や環境共生型建物の普及、ESCO事業の導入促進、都市部におけるコージェネレーション等を活用した省エネルギー型まちづくりを促進するための検討を進めます。

ウ 新エネルギーの導入促進

太陽光や風力などの新エネルギーの利用を促進するため、「三重県新エネルギービジョン」に基づき県施設への率先導入に努めるとともに、住民や事業者による新エネルギーの導入に対する支援や新エネルギーに関する普及啓発を行います。

また、「三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン」に基づき、バイオマス資源の計画的なエネルギー利用を促進するとともに、廃棄物の焼却余熱や工場廃熱などの未利用エネルギーの利用の促進に取り組みます。

(3) 大気環境の保全

【施策の目標】

窒素酸化物等の大気汚染物質の排出を削減するとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するなど、大気環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。

◆きれいですがすがしい空気のなかで、静かでやすらかな日常生活が営める環境を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

環境基準(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を達成した大気環境測定局の割合を100%にします。<平成14(2002)年度の現状値：66%>

【数値目標の説明】

県内の大気環境測定局のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質についての環境基準を達成した測定局の割合です。

※平成14(2002)年度の大気環境測定局数は、30局(一般環境測定局24局、自動車排出ガス測定局6局)です。

現状と課題

- ◆ 一般環境測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素は、全ての測定局で環境基準を達成していますが、浮遊粒子状物質については、一部の測定局で環境基準を達成していません。また、自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が一部の測定局で環境基準を達成していません。
- ◆ 騒音、振動の苦情はここ数年減少傾向にありますが、悪臭の苦情についてはほぼ横ばいで推移しています。また、苦情の発生源はサービス業や個人住宅などが依然として大きな割合を占めています。

- ◆ 良好な大気環境を確保するため、環境基準が達成されていない国道23号など北勢地域の自動車環境対策を積極的に進める必要があります。また、日常生活等に起因する騒音、振動、悪臭等の問題については、生活環境に関する県民意識の高揚を図ることも重要です。

主要施策

ア 大気汚染の防止

「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づき、工場や事業場に対する規制、指導を行い、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質等の排出を抑制します。

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するため、その原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を、国と連携して進めます。

また、県内の大気環境の常時監視を行い、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく注意報等の発令や緊急時協力工場へ燃料削減措置等を要請します。

イ 自動車環境対策の推進

自動車排出ガスによる大気環境への負荷を軽減するため、低公害車の導入を促進するとともに、アイドリング・ストップの普及啓発や公共交通機関の利用促進など自動車の効率的な利用に向けた取組を進めます。

また、関係機関と連携を図りながら、交通管制システムの充実や高度化等による交通の円滑化対策、道路網の体系的整備や物流対策などを進めるとともに、遮音壁の設置、低騒音舗装、植樹帯の整備などの道路構造の改善と沿道環境の整備を進めます。

特に、北勢地域8市町の区域については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づき、国道23号等の沿道の大気環境の改善を進めます。

ウ 騒音・振動の防止

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、市町村に対する助言や連絡調整のもとで、工場や事業場、建設作業に対する規制、指導を行います。また、日常生活に伴う近隣騒音については、住民、事業者に対する啓発活動を進めます。

さらに、住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用区分の誘導や必要に応じた緩衝緑地の設置などを進めます。

エ 悪臭の防止

「悪臭防止法」に基づき、市町村に対する助言や連絡調整のもとで、工場や事業場に対する規制、指導を行うとともに、発生源の立地状況や苦情の状況等を踏まえ、規制地域の見直しや複合臭にも対応できる臭気指数規制の導入を進めます。

また、畜産に伴う悪臭については、家畜排泄物処理施設の整備促進や脱臭等の環境改善技術の普及、指導を行います。

(4) 水環境の保全

【施策の目標】

水質汚濁物質による環境への負荷の低減を図るとともに、水循環機能を維持し、向上するなど、水環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。

◆きよらかで豊かな水環境を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/ℓ以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合を93%にします。<平成14(2002)年度の現状値：72%>

【数値目標の説明】

環境基準の類型が指定されている県内の河川水域のうち、BOD2mg/ℓ以下の水質を確保している水域の割合です。

※平成14(2002)年度において、環境基準の類型が指定されている河川水域は60水域(45河川)です。

現状と課題

- ◆ 本県は、北の木曾三川(揖斐川、長良川、木曾川)から南の熊野川までの伊勢湾や熊野灘に流入する大小の河川や伊賀地域を流れる木津川など、多くの河川と豊かな水環境を有しています。ここ数年の河川水質(BOD)については、環境基準の達成率が70%前後で推移しており、都市内河川などでは依然として改善が十分ではありません。また、伊勢湾や英虞湾などの閉鎖性水域については、富栄養化等により水質が改善されていない状況にあります。
- ◆ 本県の水質汚濁の原因の大部分は、日常生活による生活排水と考えられますが、生活排水処理施設の整備率は60.5%(平成14年度末現在、全国第30位)と整備が進んでいない状況です。このため、良好な水環境の保全に向けて、総合的な生活排水対策を一層推進するとともに、事業場排水の規制、指導や有害化学物質による地下水汚染の防止に努める必要があります。
- ◆ 経済活動の進展や生活様式の変化等に伴い水需要が増加する一方で、森林の荒廃、各種開発事業や地表面の不透水化などにより、平常時の河川の自然流量が減少してきています。人の生活に必要な水資源の確保、野生動植物の生息・生育環境を保全するため、山から海までを一体的にとらえ、健全な水循環を確保し、質及び量がそろった良好な水環境を保全する必要があります。

主要施策

ア 水質汚濁の防止

河川、海域等の水質や利水状況などを踏まえ、環境基準の類型指定の追加や見直しを行うとともに、「水質汚濁防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づき、工場や事業場に対する規制、指導を行います。

また、伊勢湾の水質を保全するため、工場や事業場に対し、「水質汚濁防止法」に基づく化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりんに係る総量規制基準の遵守を徹底します。

法令等の規制対象とならない小規模な工場や事業場等の排水については、適正な排水処理を指導するとともに、畜産経営に起因する水質汚濁を防止するため、畜産農家への巡回指導や家畜ふん尿処理施設の整備を促進します。

イ 生活排水対策の推進

「三重県生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）」に基づき、地域の特性に応じた下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の総合的、計画的な整備を進めます。水質改善が特に必要な地域で、生活排水処理施設の整備が遅れており、下水道処理施設での整備が見込まれない地域については、合併処理浄化槽あるいは農業集落排水処理施設を重点的に整備します。

また、住民、事業者、市町村の協働と連携のもとで、日常生活における生活排水対策を促進します。

浄化槽については、適正な維持管理に関する指導や啓発を実施するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

ウ 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

河川や地下水の健全な水循環を確保するため、水源涵養能力が高い森林や農地の適正な維持管理を進めます。また、雨水の貯留・浸透機能を確保するため、公共施設等における浸透ますの設置や透水性舗装などを進めます。

海域の水質浄化機能を維持向上するため、干潟等の保全や復元などの対策を進めます。また、汚濁の進んだ海域では、有用微生物群等の生物を利用した水質浄化に取り組みます。

水の循環的、合理的な利用を図るため、日常生活や事業活動での節水を促進するとともに、雨水等の中水利用などの循環的利用を促進します。また、北勢地域の地盤沈下を防止するため、地下水位等の観測や地下水の揚水規制を進めます。

さらに、河川流域全体の健全な水循環を確保するため、上流域における森林の維持管理、中下流域での生活排水対策等の推進などの諸施策を総合的に実施するとともに、住民や事業者の参加と協働のもとでの広域的な取組を進めます。

(5) 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

【施策の目標】

化学物質の大気や公共用水域等への排出を抑制し、化学物質による土壌や地下水の汚染を除去するなど、化学物質に起因する環境リスクの低減を図るための目標を次のとおりとします。

◆化学物質による環境汚染のおそれのない安全、安心な暮らしを確保します。

【平成22（2010）年度の数値目標】

有害化学物質の大気、水質に係る環境基準の達成率を100%にします。＜平成14（2002）年度の現状値：98%＞

【数値目標の説明】

県内の大気及び水質の有害化学物質の調査地点のうち、有害化学物質に係る全ての項目が環境基準を達成した地点割合の平均値です。

$$(注) 達成率(\%) = \left[0.5 \times \frac{\text{大気環境基準の達成地点数}}{\text{大気有害化学物質調査地点数}} + 0.5 \times \frac{\text{水質環境基準の達成地点数}}{\text{水質有害化学物質調査地点数}} \right] \times 100$$

※ 平成14(2002)年度の調査地点数は、大気環境調査32地点、河川環境調査98地点(県調査地点)です。

現状と課題

- ◆ 各種の事業活動や私たちの日常生活においては、直接、間接を問わず多くの化学物質が使用されています。これらの化学物質の中には、近年の調査結果の蓄積や科学的知見の充実により、環境汚染の実態が明らかになり、あるいはその恐れが指摘されているものも少なくありません。近年では、ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)などへの県民の関心が高まっています。
- ◆ 県では、毎年、大気環境中及び表流水、地下水中の有害化学物質の調査を行っています。その結果によると、大気中の有害化学物質については、環境基準が定められているトリクロロエチレン等5物質は全て環境基準を達成しています。また、地下水については、県下全域108地点(4年ごとの周期調査)の環境調査の結果、新たな汚染の拡大は見られていません。外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)についても、全国の調査結果と比べて、特に問題となる状況ではありません。
- ◆ 化学物質に対しては、人や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を持つあらゆる化学物質の管理と使用を適切に行い、環境への排出量を減らし、環境リスクを総合的に低減させていくことが必要です。また、土壌の汚染は地下水の汚染と密接に関係しているため、地下水と土壌を一体的にとらえ保全していく必要があります。

主要施策

ア 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、大気、水の定期的な調査を行うとともに、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づき、工場や事業場に対する排出規制や処理施設の設置、生産工程の改善等の指導を行います。

特に、県民の不安感が大きいダイオキシン類については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導等を行います。

また、人体や環境への影響の程度が科学的に十分解明されていない外因性内分泌攪乱化学物質については、国等での調査・研究成果などの科学的知見の収集に努めるなど、環境汚染防止のための基礎情報の収集と整備を進めます。

イ 化学物質の適正管理の推進

有害性のある多種多様な化学物質の発生源と排出量及び移動量の把握を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)」に基づき、事業者による化学物質の排出状況の把握と公表、自主的な管理

の改善と排出削減への取組を促進します。

また、このPRTRの資料は、化学物質対策の優先づけや対策の進捗状況の把握などの基礎的な資料として活用するとともに、化学物質の環境調査結果等も含め県民に判りやすい形で公表し、情報不足による化学物質への不安の解消を図ります。

ウ 地下水・土壌汚染対策の推進

有害化学物質による地下水や土壌の汚染に対しては、その汚染原因の究明を行うとともに、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の指定、汚染の浄化や汚染物質の封じ込めなど、土地所有者等による地域の実情に応じた適切な対策を促進します。

また、土壌汚染対策を適切に行うため、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染を発見した時の届出、有害化学物質を使用する事業場での定期的な土壌等の調査など県独自の取組を進めます。

また、農地については、「三重県環境保全型農業推進基本方針」に基づき、化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用の指導、啓発などを進めます。ゴルフ場については、農薬使用に伴う公共用水域の汚染を防止するため、事業者の自主検査を促進します。

【基本目標Ⅱ 「人と自然が共にある環境の保全」を達成するための主要施策】

(1) 多様な自然環境の保全

【施策の目標】

すぐれた自然、及び里地里山などの森林や農地、河川、海岸など、本県の多様な自然環境を保全するための目標を次のとおりとします。

◆地域が育んできた多様な自然環境を将来にわたり確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

自然環境の保全地域の面積を56,800haにします。<平成14(2002)年度の現状値：50,013ha>

【数値目標の説明】

「自然環境の保全地域の面積」は、①自然公園特別地域(現状値49,775ha)、②県自然環境保全地域特別地区(現状値238ha)、③里地里山保全活動計画の認定計画区域(現状の認定区域なし)の合計面積です。

現状と課題

- ◆ 本県には、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園のほか国定公園2か所、県立自然公園5か所が指定され、その広さは約2,050km²と県土面積の35%を占めています。また、「三重県自然環境保全条例」に基づき、すぐれた天然林や野生動植物の生息・生育地などを保全するために4か所459haの自然環境保全地域を指定しています。
- ◆ このような法及び条例の地域指定制度を活用してすぐれた自然を保全するためには、適宜、指定地域の見直し、拡大を進める必要がありますが、土地利用上の制約を伴う新たな地域の指定等は進みにくい状況となっています。
- ◆ 人の生活との関わりの中で形成されてきた里地里山は、多様な野生動植物の生息、生育の場となるなど地域特有の自然環境を形づくってきましたが、中山間地域を中心として管理や耕作の放棄などによる荒廃が進んでいます。
- ◆ 本県の多様な自然環境を適切に保全するため、すぐれた自然環境を有する地域については、土地所有者等の理解と協力を得ながら保全を進める必要があります。また、里地里山などについては、県民の参加と協働のもとでの保全に取り組んでいく必要があります。

主要施策

ア すぐれた自然の保全

すぐれた自然の風景地や天然林などを保全するため、「自然公園法」、「三重県立自然公園条例」、「三重県自然環境保全条例」に基づき、自然公園区域や三重県自然環境保全地域における土地の改変等の行為を規制し、それぞれの地域特性を踏まえた適正な保全を進めます。

また、県内の自然環境に関する調査を進め、その結果を踏まえながら、三重県自然環境保全地域の指定や県立自然公園に係る公園計画の策定を進めます。

イ 里地里山等の保全

住民、事業者等の団体による里地里山の保全活動を促進するため、「三重県自然環境保全条例」に基づく里地里山保全活動計画の認定制度等の普及を促進し、保全活動を行う団体への情報の提供や技術的支援を行います。

また、多様な野生動植物の生息・生育場所である里地里山の環境を保全するため、公共事業の実施に当たっての環境配慮の徹底を図るとともに、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減を促進します。

ウ 水辺環境の保全

良好な水辺環境を有する地域については、三重県自然環境保全地域としての指定などによる保全措置を検討するとともに、多様な水辺環境を保全するため、河川の特성에応じた多自然型川づくりや溪流の自然環境の保全に配慮した砂防事業を進めます。

また、周辺の自然環境、土地利用状況に配慮し、河川の特성에応じた豊かな自然環境の保全と回復を進めます。

湖沼、湿地や海岸については、それぞれの特성에応じ、良好な自然環境を保全し、再生するとともに、多様な野生動植物の生息、生育や渡り鳥等の水鳥類の採餌、繁殖等の場所として重要な地域の保全を進めます。

(2) 生物の多様性の確保

【施策の目標】

希少な野生動植物を保護し、地域の生態系の多様性を確保するなど、生物の多様性の確保を図るための目標を次のとおりとします。

◆野生動植物の生息・生育環境を保護、保全し、生物の多様性を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

県指定希少野生動植物種の保全率を100%にします。<平成14(2002)年度の現状値：未指定>

【数値目標の説明】

三重県自然環境保全条例に基づき指定された県指定希少野生動植物種のうち、生息、生育が確保されている種の割合です。

県指定希少野生動植物種保全率 = (指定種数 - 野生絶滅種数) / 指定種数 × 100

※ 県指定希少野生動植物種は、平成16(2004)年度以降に、逐次指定を進めていきます。

現状と課題

- ◆ 近年、各種の開発事業など人間活動に伴う環境への負荷や、森林や農地の管理不足などによる野生動植物の生息、生育の場の減少や劣化、さらには乱獲や移入種の影響などにより、野生動植物の個体数が減少し、絶滅のおそれが増大しつつある種も出てきています。
- ◆ 「自然のレッドデータブック・三重」(平成7年3月、三重自然誌の会編著)によると、本県で絶滅のおそれのある植物は322種、動物は136種とされています。

現在、県内の学識者や専門家の協力を得て、新たなレッドデータブックのとりまとめに向け取り組んでおり、今後はこの知見や調査をもとにした野生動植物種の保護対策を進める必要があります。

- ◆ 野生鳥獣の生息環境を守るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき 81,070 ha (98か所) の鳥獣保護区を設定しています。ニホンザル、ニホンジカなど、農林水産業被害等による人間との軋轢を生じている鳥獣については、その生態に応じた適切な対策を進める必要があります。

主要施策

ア 貴重・希少な野生動植物の保護

県内の野生動植物に関する調査を進め、希少な野生動植物の生息・生育状況を把握し、その結果を踏まえて「三重県版レッドデータブック」を作成します。特に保護の必要がある野生動植物種については、「文化財保護法」等に基づく天然記念物の指定、「三重県自然環境保全条例」に基づく県指定希少野生動植物種の指定や生息・生育地の改変行為の規制などにより、種の保護と生息・生育環境の保全を進めます。

また、県指定希少野生動植物種などの絶滅のおそれが高い種については、その生息・生育状況等の調査を行うなど、県内の野生動植物に係る情報を整備し、これらの情報を県民に適切に提供することにより、野生動植物の保護意識の普及、啓発を行います。

イ 地域の生態系の保全

地域の特性を踏まえた森林、里地里山、水辺、藻場の保全及び再生を進めるとともに、都市地域等における緑化など、野生動植物の生息・生育環境の保全と質の向上に取り組みます。さらに、「三重県自然環境保全条例」に基づく県希少野生動植物監視地区や県自然環境保全地域や都市公園などを核として、野生動植物の生息・生育空間を、河川や海岸などの水と緑によって有機的に連携させ、生態的なつながりを確保していきます。

地域の生態系を保全するため、住民、NPO、事業者等の自主、協働による保全活動に対する情報提供や技術的支援等を行い、自然とのふれあいを通じた保護活動などを促進します。

また、鳥獣の生息環境の保全のため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の設定、管理を中心とする生息環境の整備を進めます。人間との軋轢を生じている鳥獣については、地域の関係者との連携のもとで、その生態に応じた対策を促進します。

さらに、地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種については、放逐などの禁止を徹底するとともに、ブラックバス等の特定の魚類の増殖を抑制するなどの対策を講じます。

一定規模以上の開発事業等に対しては、環境影響評価制度などにより事業者に必要な環境配慮を求めるとともに、事業の構想や計画の段階において環境保全上の配慮が徹底されるような制度の充実を図り、地域生態系への影響を軽減します。

(3) 自然とのふれあいの確保

【施策の目標】

自然公園やその他の森林、水辺地等を整備し、その活用の増進を図るなど、良好な自然環境とのふれあいを確保するための目標を次のとおりとします。

◆ やすらぎやうるおいを与え、豊かな自然にふれあえる場を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

自然公園等の良好な自然環境とのふれあいに満足している県民の割合を67点にします。<平成14(2002)年度の現状値：60点>

【数値目標の説明】

県内の国立・国定公園を利用した県民を対象に、毎年、国立・国定公園内4か所でアンケート調査を行い、大変よい(80点)、よい(60点)、わるい(40点)、大変わるい(20点)の回答区分をもとに加重平均値として算出した指標です。

現状と課題

- ◆ 近年の生活様式の変化や余暇時間の増加などにより、農山漁村地域での豊かな自然とのふれあいや農林漁業体験などを通して余暇を過ごそうとする人が多くなってきています。また、学校の週5日制や総合教育の推進などで、身近な水辺や里山等が、子供たちの学習の場や情操を育む場として注目されています。
- ◆ 県では、自然公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の整備と管理を行っており、自然とのふれあいの場として利用されています。
- ◆ 森林における休息や余暇活動を促進するため、保健保安林で散策路、休憩施設等を整備するとともに、河川敷や農業用ため池などを活用し、身近な自然や水とふれあう場の整備を行っており、身近な自然とのふれあいの場として利用されています。
- ◆ 最近では、里地里山などの身近な自然の保全活動を通じて自然と関わろうとする人が増えつつあり、このような住民等の自主的な活動を促進していく必要があります。

主要施策

ア 自然公園等の整備・活用

自然公園における豊かな自然とのふれあいを図るため、公園利用施設や自然遊歩道などの適切な整備や安全確保のための維持管理を行います。また、自然公園指導員や三重県自然環境保全指導員、関係市町村等と協力して巡回監視を実施するなど、自然公園等の保護管理と利用の適正化を進めるとともに、自然学習や自然探勝の機会の増進と充実を図ります。

また、三重県民の森、上野森林公園、北勢中央公園等は、都市近郊における自然とのふれあいの場としての整備と活用を進めます。

イ 森林・水辺等の保全・活用

森林浴や野外活動など、森林に対する県民の多様な要望に応えるため、地域の実情や利用者の意向等を踏まえた多様な形態の森林の整備を進めます。また、森林の案内

や野外活動の指導者の養成と確保、活動の手引き等の整備、活動のための場の確保など、森林とのふれあいを促進するための条件を整備します。

河川、湖沼、ため池、海岸等の水辺とのふれあいを確保するため、多様な野生動植物が生息、生育する良好な水辺空間を保全、整備し、地域住民が自然とふれあう場としての持続的な利用を進めます。

また、農山漁村で余暇をすごすグリーンツーリズムを促進するため、市町村や地域住民との連携のもとに、そのための基盤となる施設等の整備を進めるとともに、温泉地については、温泉源の保護と安全で衛生的な利用を促進します。

(4) 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

【施策の目標】

森林や農地、沿岸海域が持つ各種の公益的機能を維持、増進するなど、それぞれの環境を保全するための目標を次のとおりとします。

◆森林や農地、沿岸海域が持つ多様な公益的機能を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

公益的機能を発揮するための森林、農地、沿岸海域の整備面積(累計)を122,500haにします。〈平成14(2002)年度の現状値：12,900ha〉

【数値目標の説明】

「公益的機能を発揮するための森林、農地、沿岸海域の整備面積」は、①人工林(民有林)における植栽、下刈、間伐等の森林整備面積(現状値11,122ha)、②三重県型デカップリング事業により適正管理を行う農地等面積(現状値1,777ha)、③藻場の造成面積(現状値2ha)の合計面積(累計)です。

※平成22(2010)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値に平成22(2010)年度までの各年度の整備予定面積を加えたものです。

現状と課題

- ◆ 県土面積の約65%を占める森林は、多様な自然を形成する基盤となるものですが、林業を取り巻く経済情勢の変化や森林管理の担い手不足などにより、保育管理が行き届かず、森林の荒廃が見られます。また、中山間地域の農地においても、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地が見られます。
- ◆ 県では、三重県型デカップリングや中山間地域等直接支払交付金による担い手確保対策、耕作放棄地の発生防止対策等を講じてきましたが、県内の森林や農地の適切な維持、管理を確保するためには、さらに一層の対策が必要です。
- ◆ 森林、農地が有する多くの公益的機能の維持、増進に向けて、森林ゾーンングに基づく適正な保全と整備、森林、農地の担い手となる後継者の育成やボランティア等の組織化や活動の支援などを一層推進していく必要があります。
- ◆ また、本県は1,095kmに及ぶ海岸線を有していますが、伊勢湾沿岸では過去の大災害の経験から防護を主に進められた海岸整備や沿岸域の開発により、自然の海岸線や藻場、干潟が減少し、また熊野灘沿岸では砂礫質海岸の侵食が見られます。このため、藻場や干潟の保全と再生、砂浜の侵食防止等を進め、これらの沿岸域の自然環境

を保全していく必要があります。

主要施策

ア 森林環境の保全

地域森林計画に基づき、県内の森林を「生産林」と「環境林」に区分し、環境林については、市町村等が行う森林整備に対する支援を行います。

また、担い手の確保や県産材の利用推進など、林業生産活動の振興を通じた森林の保全、育成を図るとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の無秩序な開発を防止します。

さらに、上流と下流が一体となった住民、事業者、市町村との連携と協力のもとで、水源の涵養や土砂の流出の防止、二酸化炭素の吸収と固定、生物多様性の確保など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための新たな仕組みづくりの検討を進めます。

イ 農地環境の保全

農地が保有している洪水の調整機能や地下水の涵養機能などの多様な公益的機能を維持するため、農業の担い手の確保と育成による持続的な農業を推進するとともに、生態系の保全、親水性や景観に配慮した農地や用排水路等の整備を進めます。

特に、中山間地域の農林地等の公益的機能を維持、増進するため、都市と農山村の交流の促進による都市住民の農林業活動への参加や、雇用創出のための地域産業の育成などを進め、多様な担い手による農林地等の管理活動を促進します。

また、化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用、家畜ふん尿の適切な処理と有効利用など、環境への負荷の少ない環境保全型農業を促進します。

ウ 沿岸海域環境の保全

沿岸海域における多様な野生動植物の生息、生育の場を確保し、魚類の再生産や水質浄化などの公益的機能を維持あるいは回復するため、保護水面等の各種制度を活用しつつ、藻場や干潟の適正な保全と復元に取り組みます。

また、伊勢湾や熊野灘沿岸に残された良好な砂浜や礫浜海岸を保全し、砂浜等での水質浄化機能や海岸域の野生動植物の生息・生育環境を確保するため、侵食により減少しつつある砂浜の調査や侵食対策と復元を図ります。港湾や漁港区域内においては、水質浄化など良好な海域環境の再生を進めます。

【基本目標Ⅲ 「やすらぎと潤いのある快適な環境の創造」を達成するための主要施策】

(1) 身近な自然環境の保全・再生

【施策の目標】

身近な緑や水辺、海辺の環境及び市街地等での野生動植物の生息・生育地を保全、再生するなど、身近な自然環境の保全と再生を図るための目標を次のとおりとします。

◆豊かな緑や清らかな水など身近にふれあえる自然環境を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積を9.26m²にします。<平成14(2002)年度の現状値：7.71 m²>

【数値目標の説明】

県内の国営、県営、市町村営の都市公園面積の都市計画区域内人口1人あたりの面積です。

現状と課題

- ◆ 都市部から中山間地域に広がる里地里山は、多様な野生動植物の生息・生育地であるとともに、ふるさとの原風景を形づくるものとして、その価値が再評価されてきています。また、里山保全のボランティア活動も活発となってきており、県でも、「21世紀環境創造活動支援基金」や森林ボランティアの育成等を通じて、その活動を支援しています。
- ◆ 県では、都市地域の身近な緑の保全と創出を図るため、都市公園や緑地の整備、道路や公共施設の緑化などを行っており、平成14年度末での都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.71m²となっています。
- ◆ また、河川や海岸などの水辺地における、自然とのふれあいに対する要望が高まってきたことから、河川整備やため池の整備、海岸や港湾の整備にあたっては、野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮した取組を進めています。
- ◆ 身近な緑や水辺は、市街化の進展などにより減少あるいは改変される傾向にある一方、県民の生活環境における緑や水辺とのふれあいに対する要望は高く、また多様な生態系の保全を図るうえからも、都市地域及びその周辺地域を中心とした緑と水辺の保全と創出をより一層推進する必要があります。

主要施策

ア 身近な緑の保全・創出

「三重県広域緑地計画」や「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」に基づき、都市地域における緑地の保全と創出を進めるとともに、身近な緑の拠点となる都市公園の整備を進めます。

また、公共施設や道路などでの地域特性に配慮した緑化を進めるとともに、市街地における比較的まとまった樹林地や社寺林などの良好な緑は、風致地区や緑地保全地区制度等の活用も検討し、適正に保全します。

さらに、地域特性に配慮した緑化に関する知識の普及や意識の高揚を図るとともに、県民、事業者、市町村などと連携して緑化活動を進めます。また、地域の目印や象徴となる高木、巨樹等の保全を進めます。

イ 身近な水辺・海辺の保全・再生

人工化が進み、自然の状態が著しく損なわれている都市内河川については、水質の改善と併せて、それぞれの河川の特성에応じた多自然型川づくりを進めます。また、市街地内の小河川や水路などの環境を保全するため、住民や市町村との協働のもとで、適正な生活排水処理対策や地域の美化活動などを促進します。

県内各地域に分布する農業用ため池については、農業利水等の機能維持や生態系の保全に配慮した親水空間としての整備を進めます。都市近郊にあって豊かな水量と開放的な眺望を有するダム湖等については、周辺の自然環境と一体になった水辺空間の整備を進めます。

また、都市近郊の海岸域を中心に、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水空間の保全や再生を進めるとともに、港湾区域や漁港区域においては、公園、緑地や休憩施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めます。

ウ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

都市地域の基幹となる都市公園や大規模な公共施設等の整備にあたっては、地域の生態系に配慮します。また、里山や市街地内の樹林地等を身近な野生動植物の生息・生育地として保全するため、住民団体等の里山里山保全活動を支援するなど、適正な維持管理を促進します。

都市内河川の改修等にあたっては、治水との調和を図りながら各河川の野生動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを進めます。また、沿岸域における藻場、干潟の保全と再生、野生動植物の生息・生育環境として重要な砂浜への自動車等の乗り入れを禁止するなど、海浜生物や海生生物の生息・生育地の保全を進めます。

都市地域に分布する良好でまとまりのある水辺や樹林地等を、野生動植物の生息・生育空間の核となるよう保全や回復に努めます。また、市街地内においては、公共施設等での生息・生育環境に配慮した緑化などを進め、野生動植物の生息・生育空間の確保を図ります。

(2) 良好な景観の形成

【施策の目標】

都市景観や農山漁村景観を保全、創出するなど、良好な景観の形成を図るための目標を次のとおりとします。

◆やすらぎとうるおいをもたらす個性と魅力にあふれた良好な景観を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

市町村の景観制度策定数を18件にします。<平成14(2002)年度の現状値：10件>

【数値目標の説明】

市町村における景観形成に係る基本計画又は景観条例の策定数です。

- ※ 平成22(2010)年度の目標値は、平成15(2003)年12月末現在の市町村数(66市町村)に基づき設定しました。

現状と課題

- ◆ 美しく調和のとれた都市景観は、やすらぎのある快適な都市空間形成の基本となるものであり、地域の風土の中でつくられてきた農山漁村地域の景観は、ふるさとへの親しみや愛着を育む基盤といえます。
- ◆ 県では、「県景観形成指針」に基づき、道路・沿道景観や良好な広告景観の形成に努めるとともに、農山漁村の良好な景観を保全するため、主要な棚田の保全や地域の象徴的な海岸林の保全などを進めてきました。より良い都市景観や郷土景観を形成していくためには、今後さらに、市町村や地域住民との合意形成と連携を強化し、取り組んでいくことが必要です。
- ◆ また、路上や河川敷等への放置車両や、空き缶、ペットボトル等の「ポイ捨て」は依然として多く、地域の美観や清潔さが損なわれており、地域環境を快適に保つ上で、これら支障の除去を進めていく必要があります。

主要施策

ア 都市景観の保全・創出

都市景観の阻害要因である乱雑な広告物に対しては、「三重県屋外広告物条例」に基づく広告禁止地区の指定により、周囲と調和のとれた良好な広告景観を確保します。また、屋外広告物沿道景観地区の指定拡大により、都市景観の骨格をなす良好な道路・沿道景観の形成を進めます。

都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、地区住民の合意のもとで良好な市街地の整備及び保全を図るきめ細かなまちづくりを推進するとともに、風致地区の見直しなどを含め、都市における良好な自然的景観の保全を図ります。

市街地の良好な景観を形成する観点からの景観地区制度については、市町村との密接な連携のもとで適切な運用を図ります。

イ 農山漁村景観の保全・復元

農山漁村景観の主要な構成要素である二次林や農地あるいは海岸の松並木や海浜と、その周辺に広がる山地や丘陵、台地などを農林水産業に関連する文化的景観として一体的に保全します。

また、農山漁村景観を構成してきた特色ある建造物や橋梁などの施設、特色ある生活や生産の風景を地域の生活の中で活かしながら保全するとともに、必要に応じその歴史性等を考慮した復元処置を講じます。

ウ 良好な郷土景観の形成

景観づくりに対する県民や市町村の意識の高揚を図るため、国の「まちづくり月間

(6月)」や「都市景観の日(10月4日)」等の普及啓発事業に参加するとともに、良好な景観形成に向け、景観条例の制定や景観計画の策定、景観法的確な運用について、市町村等に必要な情報提供や助言を行います。

(3) 歴史的・文化的環境の保全

【施策の目標】

各種の文化財や県内各地に残る歴史的・文化的景観の保全と活用など、地域が育んできた歴史的・文化的環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。

◆地域が育んできた歴史と文化の薫る快適な環境を確保します。

【平成22(2010)年度の数値目標】

国及び県の指定文化財(選定、選択及び登録を含む。)の件数を890件にします。

<平成14(2002)年度の現状値：809件>

【数値目標の説明】

県内に所在している文化財のうち、国の指定(選定、選択及び登録を含む。)を受けた文化財(現状値312件)及び県が指定した文化財(現状値497件)の合計件数です。

現状と課題

- ◆ 本県には、地域の人々の長年の生活の中で形成され、残されてきた史跡や遺跡などの歴史的遺産が数多くあります。平成13年度末現在、史跡283件、名勝23件、天然記念物242件、計548件の記念物が、国、県及び市町村によって指定され、保護されています。また、旧街道沿い、城下町、寺内町等には多くの歴史的街並みや遺産が残されています。
- ◆ これらの歴史的遺産や優れた地域の景観は、地域の歴史や文化、自然環境の素晴らしさを将来に伝える貴重な資源であるとともに、県民の地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たしています。うるおいとやすらぎのある美しい環境を創出するため、これらの歴史的・文化的遺産、歴史的街並みや自然景観を保全し、個性豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。

主要施策

ア 文化財等の保護・活用

有形、無形の各種文化財に関する実態調査を行い、それぞれの価値を踏まえた県指定文化財の新たな指定や選択を進めるとともに、適切な管理施設の設置や復旧措置、保存技術保持者の育成、地域が育んできた民俗文化財の継承などに関する支援を行います。また、明治以降から昭和初期の近代化遺産の調査を行うとともに、国の登録文化財制度を活用してその保護と活用を促進します。

指定文化財以外の遺産で価値が認められるものについては、現状調査を行い、指定文化財も含めた県内の文化財に関する情報の収集と活用を進めます。

また、埋蔵文化財包蔵地に関する調査を実施し、遺跡地図等の整備と充実を図ると

ともに、開発事業の実施にあたっては、事前調査に基づく適切な保全対策を講じます。
重要な埋蔵文化財包蔵地や史跡名勝天然記念物等の指定地域等については、公有地
化等による保全あるいは歴史公園等としての整備と活用に努めます。

イ 歴史的・文化的景観の保全・活用

関町関宿の伝統的建造物群やまち並みの一部を形成する指定文化財の保護と活用を
支援します。また、地域住民や市町村等との協働により、地域における歴史的・文化
的遺産を保全、活用した風情と魅力のあるまちづくりを促進するとともに、県事業な
どにおいて、歴史的・文化的遺産を活かした事業がより一層展開できる仕組みづく
りを進めます。

熊野古道（熊野参詣道「伊勢路」）については、関係県や市町村と連携して世界遺産
への登録を進めるとともに、その保全と活用を図り、東紀州地域の活性化につなげま
す。

【基本目標Ⅳ 「自主・協働による環境保全活動の促進」を達成するための主要施策】

(1) 環境経営の推進

【施策の目標】

県、市町村、民間事業者の全ての事業活動において環境と経済を同軸にとらえた取組を進めるなど、環境経営の推進を図るための目標を次のとおりとします。

◆全ての事業活動に環境配慮の視点が取り入れられている社会をめざします。

【平成22(2010)年度の数値目標】

自主的な環境取組を行っている事業所数を1,440にします。<平成14(2002)年度の現状値：754事業所>

【数値目標の説明】

「自主的な環境取組を行っている事業所数」は、① ISO 14001認証取得事業所又は小規模事業所向け環境マネジメントシステム(EMS)導入事業所数(現状値491事業所)、②企業環境ネットワーク・みえ会員事業所数(現状値193事業所)、③みえ・グリーン購入倶楽部加入事業所数(現状値70事業所)の合計です。

※平成22(2010)年度の目標値のうち、①に含まれるISO 14001認証取得市町村数は、平成15(2003)年12月末現在の市町村数(66市町村)に基づき設定しました。

現状と課題

- ◆身近な環境問題から地球規模の環境問題に到る広範な環境問題に対応するためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らす必要があり、事業者、行政を問わず常に「環境」を念頭に置いた組織活動が求められています。
- ◆県内では、平成14年度末現在で491の事業所がISO 14001の認証を取得しており、環境対策と経済的価値が相乗効果を発揮する環境経営の手法が注目されています。
- ◆県は、自ら率先してISO 14001の認証取得や県事業に対する環境調整システムの導入など、環境保全の取組を進めています。
- ◆事業者等のISO 14001の認証取得推進や中小規模事業者向け環境マネジメントシステム(EMS)などを推進していくとともに、さらに環境経営の考え方を広く普及し、事業者自らが環境への負荷の少ない事業活動を促進していくことが必要です。

主要施策

ア 県における環境経営の推進

県が行う各種の事業活動に際しては、ISO 14001の環境マネジメントシステムに基づき、グリーン購入を進めるとともに、公共施設の使用、管理や公共事業等における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組みます。

特に、県が行う一定規模以上の開発事業については、その計画等を策定しようとする段階から環境配慮に関する審査を行い、計画の変更を含めた検討を行う環境調整システムを一層充実します。

また、製品等の原材料の採取から製品の廃棄にいたる全段階において、環境への負

荷を評価するライフサイクルアセスメント（LCA）手法の調査研究を進め、製品のみでなく、環境経営の促進や地域づくりへの応用の検討を進めます。

イ 市町村における環境経営の促進

環境経営に取り組む市町村や県との情報交換などの場づくりを進め、先進的な取組情報の共有や広域的な取組に関する検討を行うなど、市町村と県の連携のもとで、県内の行政全般における環境経営の促進と充実を図ります。

ウ 事業者の環境経営の促進

事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、環境経営に関する情報提供や講演会等の開催、指導者や助言者の紹介や派遣、先進的な活動を行っている事業者の表彰などを行います。また、中小企業等の環境マネジメントシステムの導入を支援し、環境と経済を同軸にとらえた環境経営の促進と普及を図ります。

中小企業者による環境保全対策の促進を図るため、天然ガス自動車等低公害車の導入、エネルギーの有効利用施設の設置、敷地の緑化などに対する融資を行います。

さらに、県内における環境産業の育成と振興を図るため、産学官の連携や同業種、異業種間の多面的な事業者間の連携を促進するとともに、環境保全型技術、製品の開発や実用化、事業化に向けた取組を支援します。

(2) 環境教育・環境学習の推進

【施策の目標】

環境教育・環境学習のための拠点となる施設を整備、活用するとともに、学校や地域社会における環境教育・環境学習の取組を促進するなど、環境教育・環境学習の推進を図るための目標を次のとおりとします。

◆人と環境の関わりについて理解と認識を深め、全ての人が責任ある行動をとれる社会をめざします。

【平成22(2010)年度の数値目標】

三重県環境学習情報センターを活用した環境学習参加者数(累計)を100万人にします。<平成14(2002)年度の現状値：64万人>

【数値目標の説明】

県の環境学習の拠点施設である三重県環境学習情報センターの利用者数及びホームページ「三重の環境」の利用者数の合計人数(累計)です。

※平成22(2010)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値に平成22(2010)年度までの各年度の環境学習参加者の見込数を加えたものです。

現状と課題

◆今日の環境問題は、日常生活や事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っており、その解決に向けて、私たちの日常生活や事業活動を足下から見直していく必要があります。そのためには、子供たちへの環境教育と併せ、子供たちの

規範となるべき大人の環境保全意識の高揚を図るなど、全ての人が、環境問題との関係を理解し、解決に向けてどうすべきか考え、自ら実行することが大切です。

- ◆ 本県では、平成3年3月に三重県環境教育基本方針を策定するとともに、三重県環境学習情報センターを中心に、家庭や地域、学校等における環境教育・環境学習を推進しています。その結果、平成14年度には296団体8,093人が「こどもエコクラブ」の会員となるなど、自主的な環境保全への取組が進められています。
- ◆ 環境教育・環境学習は、身近なところからの「気づき」を大切にして、継続して取り組むことが、やがては大きな力となります。今後も、家庭、地域、学校、職場などでの環境教育・環境学習が促進されるよう、指導者等の人材育成や環境教育・環境学習の手引きなどの作成、実践活動の場の提供などを進めていく必要があります。

主要施策

ア 環境教育・環境学習の拠点施設の活用

環境教育・環境学習の中核的施設である三重県環境学習情報センターの充実と活用を進めるとともに、社会教育施設や学校教育施設などとの相互連携を進めます。また、三重県総合教育センターにおいては、「みえまなびネット」による実践例の活用を進めます。

自然公園等の利用者の自然に対する理解を深めるため、ピジターセンターや森林公園等の整備充実を進めます。

また、県民が環境について考え、環境保全行動に参加するきっかけなどを提供するため、人が集まり、利用しやすい県有施設等に、環境教育・環境学習に関するコーナー等の整備を進めます。

イ 環境教育・環境学習の充実

三重県環境教育基本方針の見直しを行い、環境の保全、ごみゼロ対策、地球温暖化防止、資源・エネルギー問題を重要な課題として総合的にとらえた新たな基本方針を策定します。

また、学校教育や地域での社会教育・学習を推進するため、年齢や活用の場に応じた環境教育・環境学習の手引きなどを作成するとともに、インターネットや環境教育コーナーなどを通じた環境情報の提供を進めます。

環境教育・環境学習や環境保全活動の指導者の育成と確保を図るため、教員を対象とした環境教育研修や地域での指導者等の養成研修を実施、充実します。これらの研修の修了者や学識経験者などを環境教育指導者として登録し、要請に応じて派遣する制度の整備と活用を図ります。

また、自然観察などの体験学習を充実するとともに、こどもエコクラブや県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた環境教育・環境学習を促進します。

(3) 地域における環境保全活動の促進

【施策の目標】

住民、NPO等の民間団体や事業者による自主的、積極的な環境保全活動の促進など、地域における環境保全活動の促進を図るための目標を次のとおりとします。

◆ 全ての人々が環境への負荷の少ない行動を自ら進んで行う社会をめざします。

【平成22(2010)年度の数値目標】

環境保全活動への参加者数(累計)を35万人にします。<平成14(2002)年度の現状値：8.5万人>

【数値目標の説明】

「環境保全活動への参加者数」は、住民、NPO、事業者、市町村と県が協働で取り組む ①エコポイント推進事業、②こどもエコクラブ、③身近な自然を体験する県民デーへの参加者数の合計人数です。

※ 平成22(2010)年度の目標値は、平成14(2002)年度の現状値に平成22(2010)年度までの各年度の環境保全活動参加者の見込数を加えたものです。

現状と課題

- ◆ 今日の環境問題は、日常生活や事業活動によってもたらされる環境への負荷が複雑に絡み合っており、その解決に向けては、住民や民間団体、事業者、行政が、それぞれの役割のもとで、自主的かつ積極的な取組を行う必要があります。
- ◆ 本県では、NPOや森林ボランティアなどにより、地域での環境保全の取組や森林、河川などでの環境保全活動が活発に行われています。また、事業者においては、環境問題に関心のある企業が業種の枠を超えた情報交換等の場をつくり、事業者間の連携や事業者と行政の協働と連携による環境保全の取組が進められています。
- ◆ 県では、平成12年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を創設し、地域で活動するNPO等の活動を支援するとともに、「三重環境県民会議」や「環境創造活動を進める三重県民の会」と協働して、さまざまな環境保全活動を展開しています。
- ◆ 今後とも、社会を構成するすべての主体が、環境の保全に適合した行動に取り組めるよう、お互いに協働と連携を図るとともに、行政も情報の提供や活動の場の斡旋、必要に応じた技術的、経済的な支援を行っていくことが重要です。

主要施策

ア 地域における自主的な環境保全活動の促進

住民やNPO等民間団体の自主的な環境保全活動を促進するため、環境保全に関する講演会等の開催、指導者等の紹介や派遣、先駆的な活動に関する情報の提供などを行うとともに、「三重の21世紀環境創造活動支援基金」による支援を行います。

森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修などの実施や、里地里山の保全活動を行うNPO等の取組を支援するとともに、道路、河川、海岸の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。

また、県が管理する森林公園や都市公園などを環境保全活動の体験の場として活用

するとともに、住民やNPO等が自主的に公園等の維持管理を行うことができる仕組みづくりに取り組みます。

イ 各主体の連携による環境保全活動の促進

環境保全活動を行う各主体の協力と連携を強化するため、「三重環境県民会議」や「環境創造活動を進める三重県民の会」などの活動を支援するとともに、住民、NPO、事業者、行政が協力、連携して環境保全に取り組む体制を構築します。また県内で環境保全活動を行っている団体の把握とその登録制度の検討など、環境保全活動促進のための多様な取組を行います。

(4) 国際的な環境保全活動への協力・貢献

【施策の目標】

本県の環境保全に関する経験や技術を開発途上地域へ提供するとともに、民間団体等の自主的な国際的環境保全活動を促進するなど、国際的な環境保全への協力と貢献を推進するための目標を次のとおりとします。

◆地球市民の一員として全ての人が地球環境の保全に貢献する社会をめざします。

【平成22(2010)年度の数値目標】

県が実施する開発途上国等への技術移転研修受講者の満足度を80点にします。

<平成14(2002)年度の現状値：57点>

【数値目標の説明】

三重県が(財)国際環境技術移転研究センターに委託して実施している環境保全技術移転の研修生を対象に、研修内容の満足度についてアンケート調査を行い、回答点数(100点満点)をもとに加重平均値として算出した指標です。

※平成15(2003)年度以降は、研修内容の理解度についても調査します。

現状と課題

- ◆ 開発途上国等における水質汚濁や大気汚染等の環境問題に対しては、国での技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも人材や知識、技術、情報面での支援を行うなどの国際的な協力や取組が必要です。
- ◆ 本県では、主に(財)国際環境技術移転研究センター(ICE TT)が中心となり、高度経済成長期の四日市公害問題等を改善した経験やこれまでに蓄積された環境保全技術等を活かして、開発途上国等の環境保全に資する海外技術研修生の受入れ、専門的知識を有する人材の派遣、インターネットを利用した環境情報の発信など、国際的な協力を進めてきました。
- ◆ 国際的な環境保全活動は、国や県のみでなく、NPOや民間企業など広範な主体の参加と協働のもとで、地球規模での環境保全活動が推進されるよう取り組んでいく必要があります。

主要施策

ア 国際的な環境協力・貢献の推進

(財)国際環境技術移転研究センターとの連携と協力を図りながら、四日市公害を経験する過程で培ってきた環境保全技術等を活用し、環境の保全に係る専門家の派遣や研修生の受け入れ、開発途上地域の実情に応じた環境保全計画等の策定支援などの国際的な環境協力を進めます。

また、国際協力事業団（JICA）や国連地域開発センター（UNCRD）等の国際協力機関をはじめ、国、他の地方自治体、大学、企業等との連携を図りながら、国際環境協力を進めます。

さらに、科学技術振興センターにおいて、地球環境問題に関する調査や汚染物質に係る測定技術の研究などを進め、(財)国際環境技術移転研究センターと連携を図りながら、その成果の技術移転を進めます。

【共通施策】

(1) 環境保全の総合的取組みの推進

現状と課題

- ◆ 環境汚染の未然防止のため、一定規模以上の開発事業を対象に、「環境影響評価法」及び「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続を行っています。また、具体的な工場立地に当たっては、市町村長の申請に基づき、学識経験者からなる「三重県公害事前審査会」において、事業計画が環境に及ぼす影響の程度や環境保全対策の妥当性を審査し、その結果を市町村長へ通知しています。
- ◆ これまでの環境影響評価制度は、事業実施段階を対象としていましたが、計画や施策策定の段階などより早い段階から環境配慮を行うため、大規模な開発に係る基本構想や累積的、複合的な環境影響が予想される開発構想を対象とした「戦略的環境アセスメント（SEA）」の制度化に向けた検討に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 四日市地域の公害を防止するため、昭和45年度から四日市地域公害防止計画に基づく諸施策を進めており、現在は第7期計画（平成13～17年度）に取り組んでいます。また、公害健康被害者に対しては、補償給付やリハビリテーションなどの保健福祉事業等を行っており、今後も公害健康被害者の療養指導などに努めていく必要があります。
- ◆ 公害苦情や公害紛争の円滑で敏速な対応を図るため、三重県公害審査会によるあっせん、調停などのほか、各県民局生活環境森林部が中心となり苦情対応や早期解決に努めています。今後も公害苦情の迅速かつ適切な処理に向け、処理体制の一層の充実が必要です。

主要施策

ア 基盤的施策の推進

四日市地域（四日市市、楠町、川越町）における環境基準等の達成維持を図るため「四日市地域公害防止計画」に基づく各種の施策や事業を計画的に進めます。

また、今日の環境問題を解決するための有効な手法の一つである経済的措置については、既に産業廃棄物税制度を導入しましたが、これ以外の分野での経済的措置の有効性等についても調査研究を行います。

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町村長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町村長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

イ 環境汚染等の未然防止

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業等の実施に対しては、「環境影響評価法」及び「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業者による事前の環境配慮と、その後の環境調査結果の事業への反映など、適切な環境配慮が行われるようにします。

また、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメントや、開発に伴う環境への影響を極力減少させるためのミティゲーション手法の検討など、環境影響評価制度等の充実を進めます。

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、公害防止の技術的事項を審査し、市町村の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

ウ 公害健康被害の救済・予防

環境に係る健康被害発生の未然防止に万全を期すとともに、既に認定されている公害健康被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえ、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく補償給付や公害保健福祉事業等の措置を講じます。

エ 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町村等と協力してその適切な処理を行います。

(2) 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

現状と課題

- ◆ 環境施策を総合的、体系的に進めるためには、地域における様々な環境情報を一元的に管理し、総合的な解析を行うことが求められています。また、住民や事業者など広範な主体の環境保全活動への参加と協働を促進するためには、環境問題の現状等に関する情報を的確に提供する必要があります。
- ◆ 県では、三重県環境学習情報センター内に環境情報総合システムを整備し、環境監視、試験研究支援、環境教育・環境学習などに関する情報を蓄積、管理し、行政運営に活用しています。また、インターネットのホームページ「三重の環境」を通じて、県民や関係行政機関に情報発信しています。
- ◆ ホームページ「三重の環境」のアクセス数は、平成14年度858万ページビューと多くの人に利用されており、今後も、種々の環境情報を迅速かつ利用しやすい形で提供できるよう努めていく必要があります。

主要施策

ア 監視・観測等の体制の整備

環境の状況を的確に把握し、環境保全の施策を適正に実施するため、環境汚染の常時監視を実施するとともに、その体制の整備と充実に努めます。特に、安全で安心な環境を確保するため、大気、水、土壌中のダイオキシン類など有害化学物質に対する調査等の充実を図ります。

また、光化学オキシダントや窒素酸化物の濃度等の情報については、迅速に県民に提供します。

イ 環境情報の整備・提供

環境情報総合システムを活用し、環境の監視や試験研究、環境教育・環境学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、インターネットを通じて、本県の環境情報を発信していきます。

また、各種の森林情報や自然環境情報等を地理情報システム（GIS）で管理し、解析する「森林GIS」の充実に努めるとともに、廃棄物の不法投棄監視など、より広範な分野での活用を進めます。

(3) 環境保全に関する調査研究等の推進

現状と課題

- ◆ 環境保全施策を的確に行っていくためには、地域環境の状況把握や評価、環境汚染等の機構解明など、幅広い分野の調査研究や技術開発、監視や調査などを継続して行うことが必要です。また、中小企業などの県内の事業者が環境への負荷の少ない健全な経済活動を進めるためには、県が環境保全に関する技術の開発と改善を行い、その成果の普及を図る必要があります。
- ◆ 県では、平成13年度に、県の試験研究機関を科学技術振興センターとして再編、統合し、各試験研究機関の個別取組のみでなく、業際分野や先端分野の共同研究を進めるとともに、産学官の共同研究などに取り組んでいます。
- ◆ 地域環境に関する調査や環境保全技術等の研究は、速効的な成果が出にくい面があるものの、計画的かつ効率的な計画のもとで、関係機関との連携を図りつつ推進していく必要があります。

主要施策

ア 環境汚染の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

大気汚染、水質汚濁等の環境汚染の防止や生物の多様性の確保等の自然環境の保全に関する試験研究の充実を進めます。また、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の成果の向上を図ります。

さらに、化学物質対策や廃棄物問題など、近年、特に対応が求められている新たな調査研究分野の充実を図るとともに、技術開発等の成果の県内事業者などへの普及を進めます。

イ 地球的規模の環境保全に関する調査研究

酸性雨等の地球環境問題の原因物質の監視、調査を行うとともに、その発生抑制手法等についての調査研究を進めます。また、これらの成果は地球環境保全に関する国際協力などに活用します。

3 総合的・重点的施策の基本的方向

本計画の目標を達成するためには、これまでに掲げた主要施策を着実に実施するのみでなく、総合的かつ重点的な取組を進めることも重要です。例えば、山から海までの河川流域全体の環境を保全するためには、水質の保全や自然環境の保全のみでなく、県民の自主的な環境保全活動を促進するなど、幅広い多様な主体による取組を促進する必要があります。

このため、本節では、三重県の環境の現状と特性を踏まえ、本計画の目標を達成するうえで総合的、重点的に取り組む主要施策の基本的な方向を示します。

(1) 廃棄物のない循環型社会の構築『ごみゼロ社会づくり』

事業活動や家庭生活などから発生する廃棄物については、近年の廃棄物発生量の高水準での推移、不法投棄などの不適正処理の増加と有害物質による環境汚染の懸念、これに伴う県民の廃棄物処理に対する不安感や不信感の増大、新たな廃棄物処理施設の立地の停滞など、早急に対応しなければならない多くの問題があります。また、廃棄物をリサイクルする過程での安全確保も極めて大きな課題となっています。

平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環的な利用が行われないものについては適正な処分を行う、との基本方向が示されています。このような廃棄物処理についての基本的な考え方は、同法制定の前からもありましたが、これまでは、リサイクルの推進や適正処理に重点が置かれ、廃棄物そのものの発生抑制対策に徹底して取り組まれていなかった面も否定できません。

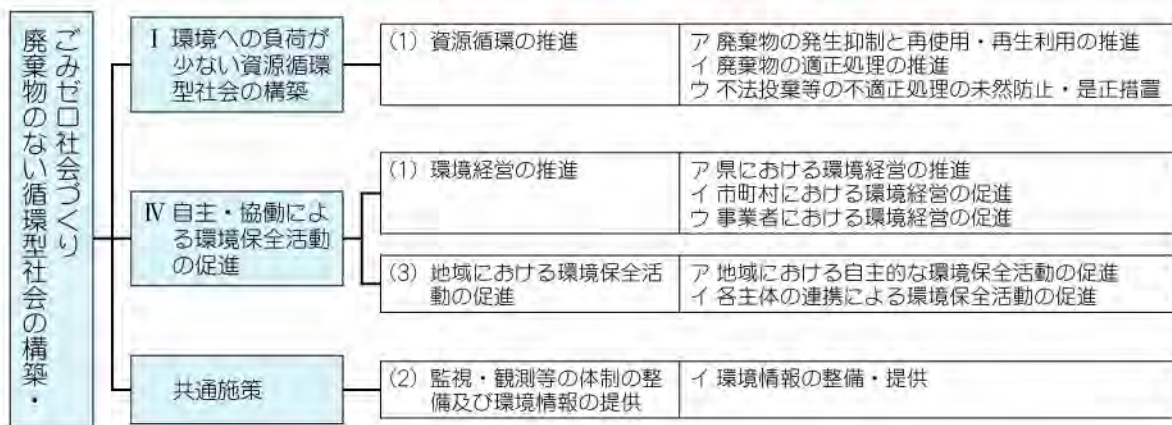
一方、本県では、廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用を図るため、市町村が焼却処理している一般廃棄物（ごみ）を固形化し、一か所に集めて発電燃料に利用するRDF化構想を進めてきました。このRDFは、生ごみに比べ運送や一定条件での保管に優れているという利点があるものの、保管等には十分な注意が必要であり、平成15年8月には、県RDF焼却・発電施設の貯蔵槽において爆発事故が発生し、県民のRDF施設に対する不信感や不安感を惹起しました。また、ごみのRDF化を行う市町村においては、生ごみや廃プラスチックなどを混合して固形化するため、資源循環という面でのごみの分別意識が徹底されにくいという側面もあります。

これまで県が進めてきたRDF化構想については、今回の県RDF焼却・発電施設の爆発事故を教訓に安全の確保に万全を期しつつ、市町村のごみ処理の現状を踏まえ、RDF化処理を維持していく必要があります。しかし、長期的には、社会的な混乱が生じないように十分に配慮しつつ、市町村と十分な連携を図りながら、ごみの発生や排出が極力抑制され、家庭や事業所から出る不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざすことが重要です。

そのため、一般廃棄物については、「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」（平成15年11月公表）に基づき、市町村と連携しつつ、住民、事業者との協働のもとで、ごみの分別や堆肥化などの再資源化の徹底や、そのための基盤づくり、体制づくりの促進の支援、廃棄物の発生が抑制される生活様式への転換の促進などに努めていきます。また、事業活動に伴う産業廃棄物については、ライフサイクルアセスメントの考え方に基づいた廃棄物の発生のない事業活動や、生産者が製品を製造する段階から再使用、再生利用を考慮した取組を促進していきます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-2のとおりとなります。

図3-2 廃棄物のない循環型社会の構築に係る施策の体系



【循環型社会に向けた総合的な取組】

- 「三重県廃棄物処理計画」を策定し、住民、事業者、市町村、県の役割分担と協働のもとで、循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
- 「『ごみゼロ社会』実現に向けた基本方針」に基づき、「ごみゼロ社会」実現に向けたプラン（計画）を策定し、住民、事業者、市町村の協働による取組体制を確立するとともに、ごみの減量化と不用物の有効利用及びそのための基盤施設等の整備を促進します。
- 循環資源の再使用に取り組む民間団体等の育成やフリーマーケットなどの促進、インターネットを活用した情報市場の整備などを進めます。
- 「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品の公共事業での優先使用など使用の拡大を進めます。
- ライフサイクルアセスメントの考え方に基づいた産業廃棄物等の発生のない事業活動を促進します。
- 製品を製造する段階から再使用、再生利用を考慮した設計や、使用済み製品の循環資源としての利用の促進に向けた取組を進めます。
- 廃棄物の発生が少ない生活様式や事業活動の促進を図るとともに、リサイクル産業の育成や事業者による資源廃棄物の自主的な回収と再資源化を促進します。

- 国、市町村との連携のもとで、容器包装廃棄物や廃家電製品などリサイクル関係法の対象廃棄物の分別、回収、再生利用の確実な実施を図ります。
- 容器類や廃家電製品などのリサイクルの促進等を図るため、法令の改正も含めたリサイクル制度の拡充や拡大生産者責任の導入などを国へ働きかけます。
- 循環資源として利用されない廃棄物を適正に処理する施設の整備を促進するとともに、監視指導の強化などにより、適正処理の徹底を図ります。
- 産学連携のもとで、資源循環技術の研究を進めます。

【循環型社会に向けた安全・安心の確保】

- 監視指導の強化などにより、既存の処理施設での安全確保を徹底します。
- 不法投棄等の不適正処理を防止するため、市町村、森林組合や県民の連携と協力のもとでの監視活動を徹底し、法違反者に対する行政処分や悪質者の告発を行います。
- 過去の不法投棄等不適正処理事案については、生活環境保全上の支障等の有無を調査し、支障等が認められる場合には、撤去等必要な措置を講じます。また、市町村と協働して支障等の除去を行うための新たなルールづくりに取り組みます。
- 県RDF焼却・発電施設や市町村等のRDF化施設については、安全の確保を基本として適正な運転や維持管理を行います。

住民の自主的な取組方向

- 不要な物を購入せず、今ある物を長く使う、あるいは修理して使うようにします。
- 不用となった使用可能な物は捨てずに、お互いに再使用しあいます。
- ごみを排出する時は、市町村で決められた区分による分別を徹底します。
- 生ごみは堆肥化し、肥料として利用します。
- 買い物時には買い物袋(マイ・バッグ)を持参し、商品の過剰包装は断ります。
- リサイクル製品など環境に配慮した日用品の購入を率先して行います。
- 周辺地域の状況に常に気を配り、不法投棄等を発見した時は県等に通報します。

事業者の自主的な取組方向

- 廃棄物の発生しない製造工程を採用します。
- 製品使用後のリサイクルが容易な製品の設計や製造に取り組みます。
- 自社または同業者共同での製品の修理体制を整備します。
- 異業種企業等の連携により廃棄物のリサイクル原料としての再利用を進めます。
- 過剰包装をなくし、ノー・レジ袋運動などを進めます。
- リサイクル関係法令に基づきリサイクルの徹底とその体制づくりを進めます。
- 産業廃棄物の適正な委託処理を確認するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の確認を徹底します。
- 原材料の調達などにおいてもグリーン購入を進めます。
- ISO 14001の取得や環境報告書の公表など環境経営を進めます。

(2) 自動車環境対策の推進『環境にやさしい車社会づくり』

日常生活における自動車利用の増大や、ジャストインタイム方式や宅配便等の自動車による少量多頻度輸送の進行など、県民生活や事業活動における自動車への依存度が高まっています。また、都市部における交通混雑の慢性化や、車両のディーゼル化が進行し、都市地域や主要幹線道路沿道において、自動車排出ガスによる大気汚染や交通騒音等の環境問題が深刻化しています。

このため、きれいですがすがしい空気の中で、静かでやさらかな日常生活が営める環境づくりに向けて、長期的には幹線道路周辺の土地利用の適正化や公共交通機関を利用しやすいまちづくりを進めることが必要ですが、当面は関係機関と連携を図りながら、自動車単体対策、自動車利用効率化対策、道路・交通流対策、沿道環境の整備などの各種施策を総合的、計画的に進めます。

また、北勢地域の国道23号などにおける自動車環境対策については、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成15年8月）に基づき、近隣の地方公共団体等との連携を図りながら施策を推進します。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-3のとおりとなります。

図3-3 自動車環境対策の推進に係る施策の体系



【自動車単体対策】

- 低公害車の普及を促進し、自動車から発生する大気汚染物質や騒音の低減を図ります。また、公用車の低公害車化を進めます。
- ディーゼル自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の低減技術の開発促進、燃料電池自動車等の開発促進などについて、国や関係業界へ働きかけます。
- 重油混和燃料等の使用禁止や低硫黄軽油の供給体制の確立を国等へ働きかけます。
- 車両の点検、整備の徹底及び過積載車両、整備不良車両等の指導、取締りの強化を進めます。

【自動車利用効率化対策】

- 共同輸配送、合理的な輸配送行程の設定、物流拠点の整備など貨物自動車の運行の効率化を促進することにより、貨物自動車の交通量の低減を図ります。
- バス輸送や鉄道輸送における利便性の向上、ノーマイカーデー（自動車利用自粛運動）の促進や自転車の利用の促進などにより、自家用自動車の交通量の低減を図ります。
- 公共交通機関の利用を促進するため、市町村が行う自主運行バスへの助成やバスロケーションシステムの導入支援などを行うとともに、パーク・アンド・ライド方式の検討を進めます。

【道路・交通流対策】

- 交通渋滞による環境負荷を低減させるため、ITS（高度道路交通システム）を導入し、交通管制システムの充実、高度化や交通情報提供システムの拡充整備など、交通の円滑化を図ります。
- 駐車場の計画的な整備の促進などにより、円滑な交通流のさまたげとなる要因の除去を図ります。
- 交差点の改良や立体交差化により、交通渋滞の解消を図ります。
- バイパスの整備、高規格幹線道路への接続道路の整備を進めることにより、通過交通と地域内交通の分離等道路機能の分担を図ります。
- 道路の適正な維持管理などにより、自動車走行に伴う騒音や振動の低減を図ります。

【沿道環境の整備】

- 沿道の土地利用状況を踏まえつつ、環境施設帯、遮音壁、植樹帯等の整備など、沿道環境対策を進めます。
- 自動車騒音等の著しい地域については、非住居系の用途地域の指定を行うなど、沿道の土地利用の適切な誘導等を図ります。
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画にあたっては、沿道環境の改善に有効な都市計画公園などの緩衝空間や緑地の確保に努めます。

【普及啓発】

- 自動車環境問題の状況や環境保全に配慮した自動車利用などについて、県民への啓発を実施します。
- ノーマイカーデーの実施、自転車や公共交通機関の利用促進、自動車の使用自粛などの県民運動等に取り組みます。また、自転車の利用促進を図るため、段差や障害物の少ない歩道及び自転車道の整備を促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- 自動車を利用する場合は、急発進や空ぶかし、過剰積載を控え、アイドリング・ストップに努めます。
- 自動車の点検整備をこまめに行い、窒素酸化物などの排出の抑制に努めます。
- 低公害車、低燃費車の導入や買い替えを進めます。
- 事業活動でのフレックスタイム制（自由勤務時間制）の導入など、交通渋滞の緩和に努めます。
- 事業活動での共同配送やモーダルシフトに取り組みます。

(3) 伊勢湾の再生『美しく豊かな海づくり』

日本の中央部に位置する伊勢湾は、三重県のみでなく、愛知県、岐阜県やその他周辺地域の人びとに古くから豊かな海の幸を供給するとともに、海上交通の場や海水浴など住民の憩いの場として利用されてきました。

しかし、都市化、工業化の進展により、水環境の悪化や自然海岸の減少、海岸線の改変と人工化が進み、海への親水性や海生生物の生息の場も失われてきています。

このため、泳ぎ遊べるきれいな海、散策等ができる身近な海、多くの生物が棲む豊かな海づくりに向けて、伊勢湾域の他の地方自治体との連携と協力のもとに、水質の改善、自然環境の保全、良好な港湾や漁港環境の創出、伊勢湾岸地域の暮らしや産業、文化なども視野に入れた施策を総合的に進め、伊勢湾の再生をめざします。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-4のとおりとなります。

図3-4 伊勢湾の再生に係る施策の体系



【水質の改善】

- 伊勢湾に流入する主要な河川の水質環境基準の類型指定と見直しを進めます。
- 「水質汚濁防止法」に基づく伊勢湾総量規制により、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんの入荷量を削減します。
- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を推進するなど、生活排水対策を進めます。
- 水質改善が特に必要な地域で、生活排水処理施設の整備が遅れており、下水道処理施設での整備が見込まれない地域については、合併処理浄化槽あるいは農業集落排水処理施設を重点的に整備します。
- 農業やゴルフ場で使用される化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用を促進し、伊勢湾への流入負荷量を削減します。
- 家畜ふん尿の適正処理と堆肥化等有効利用を促進します。
- 河川での水生植物の保全や沿岸域での干潟、藻場等の保全や復元を図るなど、必要に応じて川や海の水質浄化機能の維持、向上を進めます。
- 有用微生物群等による水質浄化機能を活用し、閉鎖性水域の水質浄化を図ります。
- 森林や農地の適正な維持管理や、伐採されたまま放置されている山林等への植栽など、森林の持つ水源涵養機能を高めます。

【自然環境の保全】

- 希少な海浜動植物の生息・生育地などについては、「三重県自然環境保全条例」等の各種制度を活用して適正に保全します。
- 伊勢湾南部に残る干潟や藻場の保全や復元に努め、海生動植物の生息・生育地を確保するとともに、湾内の水産資源の持続的利用を図るため、資源管理型漁業を進めます。
- 伊勢湾の沿岸部に残されている砂浜や防風保安林等の保全に努めます。
- 海岸の整備にあたっては、自然環境に配慮した工法等を採用するとともに、海域埋立等に際しては、ミティゲーション等も検討するなど自然環境の復元に取り組みます。
- 河川の整備にあたっては、治水との調和を図りながら、自然環境に配慮した整備を進めます。
- 海岸部への漂着ごみや流木の処理を行います。

【良好な港湾・漁港環境の創出】

- 港湾区域等における緑地、公園の整備や緑化の推進などにより良好な港湾環境を確保します。
- 海を身近に感じられるような港づくりに向けて、親水護岸や人工海浜などの親水空間の整備を進めます。
- 駐車場や遊歩道の整備など水際線へのアクセス向上を図ります。
- 港湾区域や漁港区域における主要施設のデザインや色彩に配慮し、地域景観と調和のとれた港づくりを進めます。

【参加・協働による海づくり】

- 県民による海岸美化活動や植栽活動などの自主的な環境保全活動を促進します。
- 伊勢湾を考えるためのシンポジウムの開催やネットワークづくりを進め、広範な主体の意識や情報の共有化を図るとともに、農山村地域や都市地域の住民と沿岸地域の住民との交流を促進します。
- 県民等の伊勢湾に関する情報や意見等を収集し、その結果を各種の事業や施策に反映します。
- 伊勢湾に関する各種情報を収集、整備し、インターネットなどを通じて県民等へ発信します。
- 伊勢湾周辺の四県市で構成する伊勢湾総合対策協議会を通じて、伊勢湾の環境保全とその持続的利用を図るための調査研究や関係県市との連絡調整を行います。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 水切りネットの使用や廃油の回収など台所から汚濁負荷の軽減に取り組みます。
- 洗剤の適正な使用に努めます。
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 河川や海岸などでのごみのポイ捨てをなくします。
- 農薬や化学肥料、養殖漁場での餌飼の適正な使用に努めます。
- 海浜動植物などの保護に努めます。
- 海岸清掃などの環境保全活動に積極的に参加します。

(4) 流域環境づくりの推進『清らかで豊かな川づくり』

三重県の河川は、地理的に伊勢湾沿岸の河川、伊賀地域の河川、熊野灘沿岸の河川の3つに大別され、古くからその流域に暮らす人びとの生活や産業を育むとともに、流域の多様な動植物の生息、生育の場や地域の特色ある景観等を形成してきました。

しかし、近年においては、市街地などの河川を中心に水質の悪化や自然環境の改変などが進みつつあり、良好な河川環境を維持あるいは回復するためには、流域を一体としてとらえた総合的な取組が必要となってきています。

本県では、平成9年度より流域圏づくりのモデル事業として宮川流域ルネッサンス事業を実施し、平成12(2000)年及び平成14(2002)年には水質日本一になるなど、住民等と行政の協働が進みつつあります。

これらの状況を踏まえて、主要な河川の流域を基本として、森林や農地のもつ環境保全機能を十分活用しつつ、水質の保全や自然環境の保全等を行う施策を総合的に推進します。また、流域の住民、団体、事業者と行政が一体となった取組を進めるなど、河川の上流から下流、山から海までを視野に入れた流域環境づくりを進めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-5のとおりとなります。

【水質の保全】

- 主要な河川の水質環境基準の指定や見直しを進めます。
- 下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を推進するなど、生活排水対策を進めます。
- 水質改善が特に必要な地域で、生活排水処理施設の整備が遅れており、下水道処理施設での整備が見込まれない地域については、合併処理浄化槽あるいは農業集落排水処理施設を重点的に整備します。
- 農業やゴルフ場で使用される化学肥料や農薬の使用量の低減と適正な使用を促進します。
- 家畜ふん尿の適正処理と堆肥化等有効利用を促進します。
- 必要に応じて河川での水生植物の保全など、水質浄化機能の維持、向上を進めます。
- 森林や農地の適正な維持管理や、伐採されたまま放置されている林地等への植栽、雨水の地下浸透の促進などにより、健全な水循環の確保に取り組みます。

【自然環境の保全】

- 「三重県自然環境保全条例」などにより、すぐれた自然を有する河川等の水辺地の保全及び希少な野生動植物の保護に努め、水辺地等における生物の多様性を確保します。
- 三重県型デカップリング事業により、森林、農地の適正な保管理活動を支援し、中山間地域の森林、農地の持つ公益的機能の維持、向上を促進します。
- 森林や農地の適正な維持管理や、伐採されたまま放置されている林地等への植栽などにより、流域内の自然環境を保全します。

- 里地里山等の保全活動を行う民間団体の取組を支援します。

図3-5 流域環境づくりの推進に係る施策の体系



- 山地から海岸河口までの流域全体の自然の保全や再生を図り、農山漁村や都市における生物の多様性を確保します。
- 河川改修や砂防事業を実施する場合には、治水との調和を図りながら、自然環境に配慮した整備を進めます。
- 河川のごみ、流木対策を必要に応じて進めます。

【快適な環境の保全】

- 野生動植物の生息・生育状況に配慮しながら、川と親しめる水辺空間を整備し、人々のやすらぎの場やレクリエーションの場として活用します。
- 自然公園等において自然とのふれあいを確保するための施設を整備し、その活用を図ります。
- 市街地における身近な緑の拠点として水と緑のオープンスペースの確保を図り、緑豊かでゆとりとつるおいのある快適な環境を創出します。

- 河川や水路等について、川沿いの街並み等を含めた一体的な整備や川にまつわる伝統行事等の保存などにより、地域の歴史や文化を継承します。
- 地域の特性を踏まえた体系的な流域景観を保全、創造します。

【自主的な環境保全活動の推進】

- 住民、事業者、行政が一体となり、河川流域全体を対象とした水環境保全と地域づくりのための取組を促進します。
- 流域圏づくりのモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業などを推進するとともに、地域主導による取組とするため、上・下流住民の相互交流の活性化を支援します。
- 住民等の自主的な水環境保全活動を促進するため、活動団体等の情報把握と紹介、指導者等の育成、パンフレット等の作成などを進めます。
- 流域住民の環境保全意識を高めるため、住民自らの参加による簡易水質調査等を川の健康診断事業として実施します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 水切りネットの使用や廃油の回収など台所から汚濁負荷の軽減に取り組みます。
- 洗剤の適正な使用に努めます。
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。
- 河川等へのごみのポイ捨てをなくします。
- 農薬や化学肥料の適正な使用に努めます。
- 水生動植物の保護に努めます。
- 河川清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 里地里山保全活動や水源森林での植栽などのボランティア活動に参加します。
- 川にまつわる伝統行事等の保存など地域の歴史や文化の継承に努めます。

(5) 多様な野生動植物の保護『生き物と共にあるみえづくり』

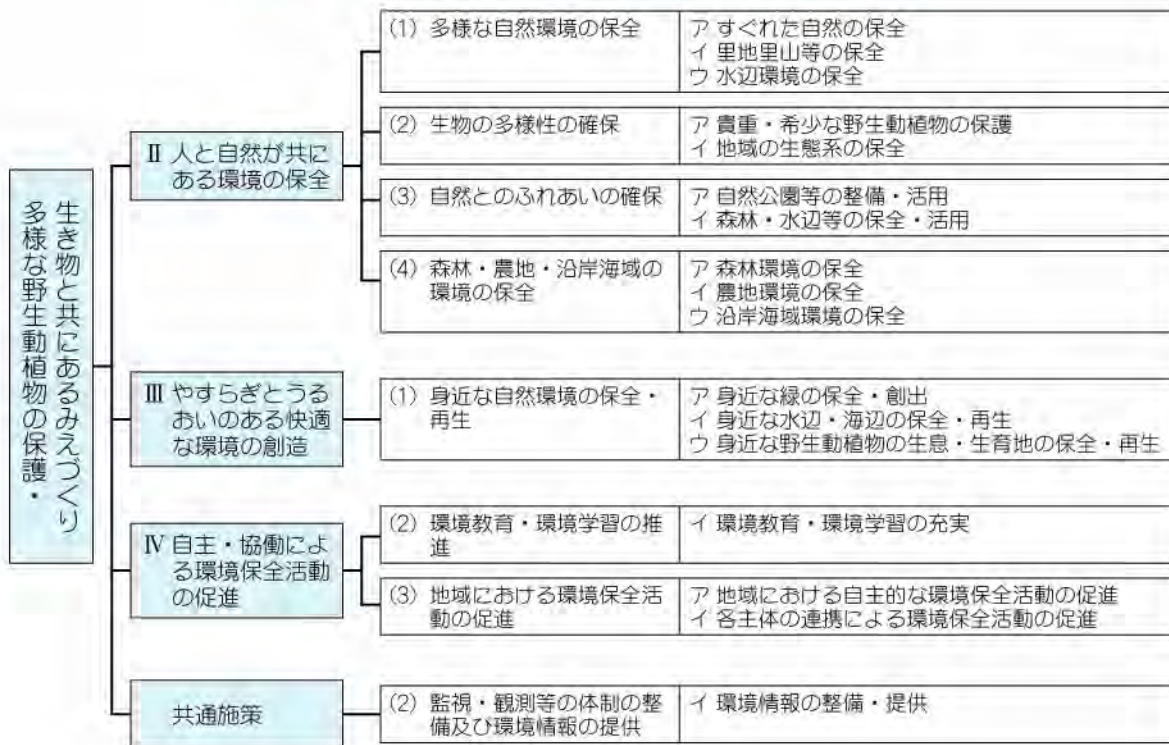
三重県は、東西約80 km南北約170 kmの南北に細長い県土と平地から山地に至る多様な地形を有しており、県土面積の約65%を占める森林や大小の河川等の水辺を中心に、地域の特性に応じた多くの野生動植物が生息、生育しています。

しかし、近年、市街地近郊の丘陵地や平地部を中心とした住宅団地、工業団地の開発や河川、海辺等の人工的な整備が進み、さらに、生活排水等による水質悪化等も加わって、これら野生動植物の生息・生育環境が変化し、地域の生態系を構成する種や個体数の減少が危惧される状況となっています。

このため、山地から丘陵地、平地に至る森林、樹林地等の緑や水辺、湿地等の野生動植物の生息・生育空間を保全し、さらに、劣化した環境を整備、復元することにより、希少な種を保護するとともに、身近な野生動植物も含めた地域の多様な野生動植物の保護に努めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-6のとおりとなります。

図3-6 多様な野生動植物の保護に係る施策の体系



【自然環境調査の実施と情報の整備】

- 県内の自然環境の状況を把握するため、野生動植物の生息・生育状況や重要な生息・生育地の調査を進めます。
- 自然環境の情報を整備し、インターネットや環境教育・環境学習の場等を通じて、これら情報の活用を進めます。

【希少な野生動植物等の保護】

- 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を調査し、希少な野生動植物種の状況をレッドデータブックにとりまとめます。
- 特に保護の必要がある野生動植物種については、「三重県自然環境保全条例」に基づく県指定希少野生動植物種の指定やその生息・生育地の保全を進めます。
- 地域の在来種を圧迫する移入種の放逐を禁止するとともに、地域生態系に著しい影響を及ぼす移入種の増殖を抑制します。
- 希少な野生動植物の生息・生育地を保全するため、自然環境保全指導員による定期的な巡回などを行うとともに、県民の自発的な保全活動を促進します。

【野生動植物の生息・生育地の保全】

- 森林の適正な管理や伐採跡地への広葉樹等の植栽など、野生動植物の生息、生育の場となる多様な森林づくりを促進します。
- 農業基盤施設の整備にあたっては、農村地域の生態系の保全に配慮するとともに、農薬や化学肥料の節減などによる環境保全型農業を促進します。
- 都市近郊の里山や市街地内の樹林地の保全を図るとともに、野生動植物の生息・生育環境を考慮した都市公園や自然観察公園等の保全と整備を進めます。
- 市街地内の公共施設の敷地などで、生息・生育環境に配慮した緑化などを進めることにより、野生動植物の生息・生育空間を確保します。
- 河川や海域の多様な水際環境を保全するとともに、多自然型川づくりや干潟、藻場の保全や復元に努め、水生動植物の生息・生育地の保全と回復を進めます。

【県民の参加による野生動植物の保護】

- 野生動植物の保護及びその生息・生育地を保全するため、住民や民間団体等による里地里山の保全活動を支援します。
- 県民から野生動植物に関する情報等を収集し、その結果を希少な野生動植物種の保護等に関する施策や事業に反映します。
- 住民、事業者、行政が互いに協力し、野生動植物やその生息・生育地を保全し、再生するためのグラウンドワークを進めます。
- 県内の野生動植物に係る情報を整備し、これらを県民へ広く提供するとともに、その情報交換を促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 希少な野生動植物の損傷や採取を自制し、その生息・生育環境の保全に努めます。
- 里地里山などの身近な自然環境の保全活動に参加します。
- 自然とふれあうことなどで、身近な野生動植物に関する知識の向上に努めます。
- 事務所や住居において、野生動植物の生息・生育空間づくりに努めます。
- 飼育しているペット動物や昆虫の適切な飼育管理を行い、ペット動物等の野外への遺棄をしません。
- 外来植物は自らが管理できる場所で栽培します。
- ブラックバス、ブルーギルを放流しません。
- 開発事業等にあたっては、希少な野生動植物種の保護など、自然環境の保全に配慮します。
- 農薬や化学肥料の適正な使用に努めます。

(6) 多様な森林整備の推進『生き生きとした豊かな森林づくり』

森林は、木材生産の場としてのみでなく、水源の涵養、土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収と固定や酸素の供給、野生動植物の生活の場であり、保健、教育、レクリエーションの場としても重要な役割を果たしています。

かつて、中山間地域においては、林業生産活動が地域経済の基盤となり、このような林業生産活動のための森林の管理や整備の中で、森林の保全が図られてきました。

しかし、中山間地域や林業を取り巻く社会経済状況の変化から、林業採算性の悪化や林業従事者の減少などから、放置森林の増加など森林の荒廃が進み、その機能の低下が危惧されています。

このため、県土の約65%を占める森林の持つ多様な公益的機能の保全と向上、木材の持続的生産を担う森林づくりに向けて、市町村等との連携と協力のもとに、森林の保全や整備、持続可能な森林経営の確立、住民参加による森林づくり等の施策を総合的に進めることにより、生き生きとした豊かな森林づくりを進めます。

ここで、取り上げる主要施策を全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-7のとおりとなります。

図3-7 多様な森林整備の推進に係る施策の体系



【森林の保全・整備】

- 県内の森林を「生産林」と「環境林」に区分し、環境林については、市町村や森林所有者との協力のもとで、継続した整備を公費で行う森林管理を進めます。
- 生産林は、持続的に木材が循環利用されるよう、林道等生産基盤の整備や育林への支援、森林施業の共同化などにより、森林所有者による森林の管理を促進します。
- 公的管理による荒廃森林の整備や木材利用の拡大による森林整備の促進など、森林の持つ公益的機能の持続的発揮のための森林整備の推進を国に働きかけます。
- 中山間地域の伐採跡地や耕作放棄地については、その地域の自然特性等に配慮しつつ、森林としての整備と再生に取り組みます。
- 都市近郊の森林における緑とのふれあいや休養拠点等の整備を進めるとともに、身近で豊かな自然とふれあえる里山林等の適切な維持、管理を促進します。
- 大規模地震に備え、集落近くの森林における崩落防止対策や津波発生時の避難路等の整備を進めます。
- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源対策として、森林の造成と育成に努めるとともに、松枯れ被害や酸性雨による森林への影響調査などを引き続き実施します。

【持続可能な森林経営の確立】

- 林業経営を通じた森林の公益的機能の維持、向上を図るため、林業経営基盤の強化と木材の安定供給体制の整備を進めます。
- 間伐等森林施業の担い手である森林組合などの認定林業事業体の育成や支援を通じて、林業労働力の確保と林業生産活動の効率化を促進します。
- 森林管理の促進を図るため、木材の利用技術の向上や新たな用途の開発、普及などにより県産材の利用を促進します。
- 環境に配慮した森林管理を促進するため、林業経営者のFSC森林認証の取得を支援します。

【住民参加による森林づくり】

- 県民の自主的な環境保全活動や環境教育・環境学習の場としての森林整備と活用を進めます。
- 住民参加による森林づくりを進めるため、森林ボランティアの育成と活動の支援を行います。
- 森林、果樹等のオーナー制度や緑化運動等を通じた植樹活動など、住民が森林づくりに参加する機会を増進します。
- 林業体験活動や山村における滞在型余暇活動であるグリーンツーリズムの促進、森林に関するシンポジウムの開催などを通じて、山村地域と都市地域の住民との交流を促進します。
- 三重県民の森や上野森林公園などにおいては、身近で豊かな自然とふれあえる森林づくりを進めます。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 県民は森林ボランティアなど森林づくり活動へ積極的に参加するとともに、林業事業者等はボランティアなどの受入体制の整備に努めます。
- 里地里山保全活動や緑化運動等を通じた植樹活動などに積極的に参加します。
- 三重県民の森などで、身近な森林とのふれあいを進めます。
- 地域の自然観察会などに積極的に参加します。
- 家屋、家具などへの県産材の優先的な使用に努めます。
- 間伐材を利用した製品の使用に努めます。
- 林業体験などを通じ林業や木材への関心や理解を深めます。
- レクリエーション活動等でのごみは持ち帰ります。

(7) 快適な都市環境の形成『環境にやさしいまちづくり』

近年、県下の都市やその周辺地域においては、各種の開発事業などにより緑地の減少など身近な自然が失われ、良好な環境の質の低下や野生動植物の生息・生育地の減少などが問題となってきました。

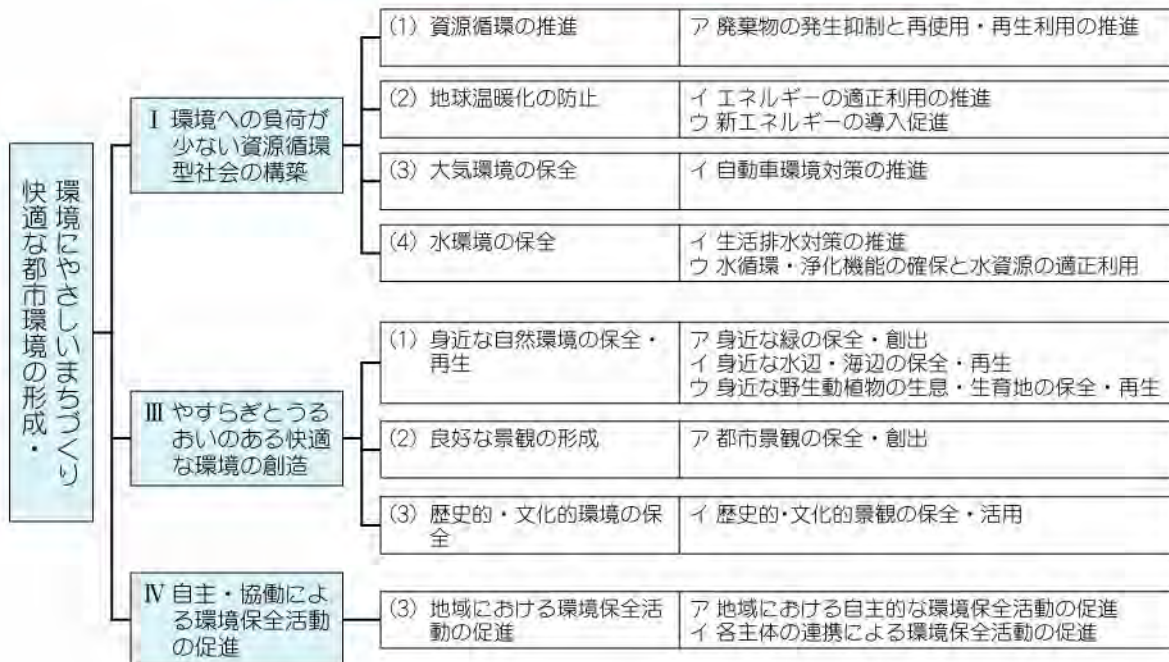
また、人口や産業の集積による資源・エネルギーの消費や廃棄物排出量の増大、無秩序な屋外広告物や市街地の空洞化などによる景観の悪化がみられます。

都市河川にあっては、生活排水に伴う水質汚濁が進行し、水生生物の生息域の減少や河川の自浄能力が低下するとともに、河川のコンクリート護岸化により水辺とのふれあいの場が失われつつあります。

このため、都市地域における省資源、省エネルギーの推進や、都市及びその周辺地域において、失われた自然を積極的に復元するとともに、都市公園や緑地等の整備、秩序ある都市景観の形成や生活排水対策の推進など、環境保全に向けた総合的、計画的な施策の展開を図り、環境にやさしいまちづくりを進めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系（図3-1）から抽出すると図3-8のとおりとなります。

図3-8 快適な都市環境の形成に係る施策の体系



【資源・エネルギー消費の少ない循環型都市の形成】

- 大規模施設におけるコージェネレーション等の導入や家庭、事業所等での省資源、省エネルギー対策を促進するとともに、環境共生住宅の建設などを促進します。
- 自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を図るため、太陽光発電施設や風力発電施設の導入を促進するとともに、廃棄物の焼却余熱等の利用の取組を進めます。
- 適切な交通管制や交通規制、バイパス道路の整備など交通渋滞の緩和対策を講じ、自動車交通に伴うエネルギー消費の低減と大気環境の改善を進めます。
- 家庭や事業所等から発生する廃棄物の発生抑制対策を進めるとともに、市町村や事業者等との連携のもとに、分別収集の徹底と廃棄物の再使用、再生利用を促進します。
- 家屋等の解体に伴う建設廃棄物、廃家電製品、使用済み自動車、食品関連産業からの食品廃棄物のリサイクル制度の定着と、リサイクル率の向上を促進します。
- 都市内における適正な水循環を確保するため、樹林地等の保全や緑化を進めるとともに、公共施設等における雨水の中水利用などを進めます。

【自然と共生した都市の形成】

- 都市公園の整備、緑地保全地区の指定、緑地協定の活用などにより身近な緑を計画的に確保します。
- 市街地内道路等の緑化とその適正な維持管理を進めるとともに、公共施設の緑化を率先して進めます。
- 下水道等生活排水対策を推進し、河川水質の改善を図るとともに、河川改修に際しては、治水と調和を図りながら、自然環境に配慮した整備を進め、地域の特色ある川づくりを進めます。
- 都市公園や学校、公共施設を利用して野生動植物の生息・生育空間を再生するとともに、樹林地、水辺等を保全、復元し、身近な野生動植物とふれあえる環境づくりを進めます。

【調和のある都市環境の形成】

- 良好な都市景観を確保するため、沿道緑化の推進、道路整備に際しての景観に配慮した構造物の設置、沿道広告物の抑制、電線類の地中化などの対策を進めます。
- 三重県屋外広告物条例に基づく規制や地区計画制度、風致地区制度等の活用などの面的な対策の推進により、周囲と調和のとれた都市環境を形成します。
- 県施設の整備にあたっては、周辺環境に配慮した意匠や色彩等とするとともに、敷地内緑化を進め、公共施設が都市の景観形成の核となるよう整備します。
- 都市内に残る歴史的建造物、歴史的まちなみなどを保全、復元することにより、歴史が息づく都市環境の形成を促進します。
- 都市の景観や活力の低下もたらす既成市街地の空洞化に対し、住民、事業者、関係機関との連携のもとで対応方策の検討を進めます。

【県民参画によるまちづくり】

- 地域の清掃活動や植樹活動等に対する支援を行うとともに、環境保全に貢献した団体

の表彰や顕彰を行うなど、県民の自主的な環境保全活動を促進します。

- 住民、事業者、行政がお互いに協力し、空き地や公共施設地を活用したビオトープの創造や河川、海岸の環境の再生などを行うグラウンドワーク活動を促進します。
- 住民等に身近な主要な県施設の整備に際して、計画段階から住民等の意見を反映し、また施設供用後の維持管理に住民等が参画できる仕組みづくりを進めます。
- 都市の環境づくりに関する講演会等を定期的を開催するとともに、まちづくりに関係する各種団体や住民、学識経験者等のネットワークづくりを促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 日常生活や事業活動での省資源、省エネルギーに取り組みます。
- 敷地内に雨水浸透枡を設置するなど水循環の確保に努めます。
- 太陽光発電施設や小型風力発電施設の設置など新エネルギーの利用に努めます。
- 日常生活での自動車利用を避け、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- 地域の特性に配慮した生け垣や事業場の緑化など身近な緑を増やします。
- 緑化募金や地域の緑化活動に積極的に参加します。
- 地域の清掃活動や学校ビオトープづくりなどに積極的に参加します。
- 広告看板等の掲示にあたっては、良好な景観の保持に配慮します。
- 都市の環境づくりに関する講演会などに進んで参加します。

(8) 地球環境の保全と国際協力『人類が共にある社会づくり』

世界における経済活動の拡大や人口の急増などにより、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少等の地球規模での環境問題が顕在化しており、人類の生存基盤に関わる重要な問題として、国際社会全体が協力して取り組むべき課題となっています。

このような地球環境問題は、多くの資源やエネルギーを世界に依存しているわが国にとって、県民一人ひとりの日常生活と海外の資源等供給国の環境とが深く結びついた問題です。なかでも、地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動における石油や石炭など化石燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出が大きな原因となっており、住民、事業者、市町村、県など全ての主体の活動が深く関わっている問題です。

これまで、三重県では、平成12(2000)年3月に策定した「チャレンジ6 -三重県地球温暖化対策推進計画-」に基づく二酸化炭素等の削減対策や、(財)国際環境技術移転研究センター等を通じた国際環境協力など、地球環境の保全に向けた取組を進めてきましたが、地球温暖化防止などの分野では、さらに地域からの取組を進めることが重要となっています。

このため、県内におけるあらゆる活動に伴う環境への負荷の軽減を図るとともに、国や他の地方自治体、各種団体等との連携のもとに積極的な国際協力を行うなど、現在及び将来の世代が有限な地球の豊かな恵みを持続的に享受できるよう、地域での着実な取組を進めます。

ここで取り上げる主要施策を、全体の施策体系(図3-1)から抽出すると図3-9のとおりとなります。

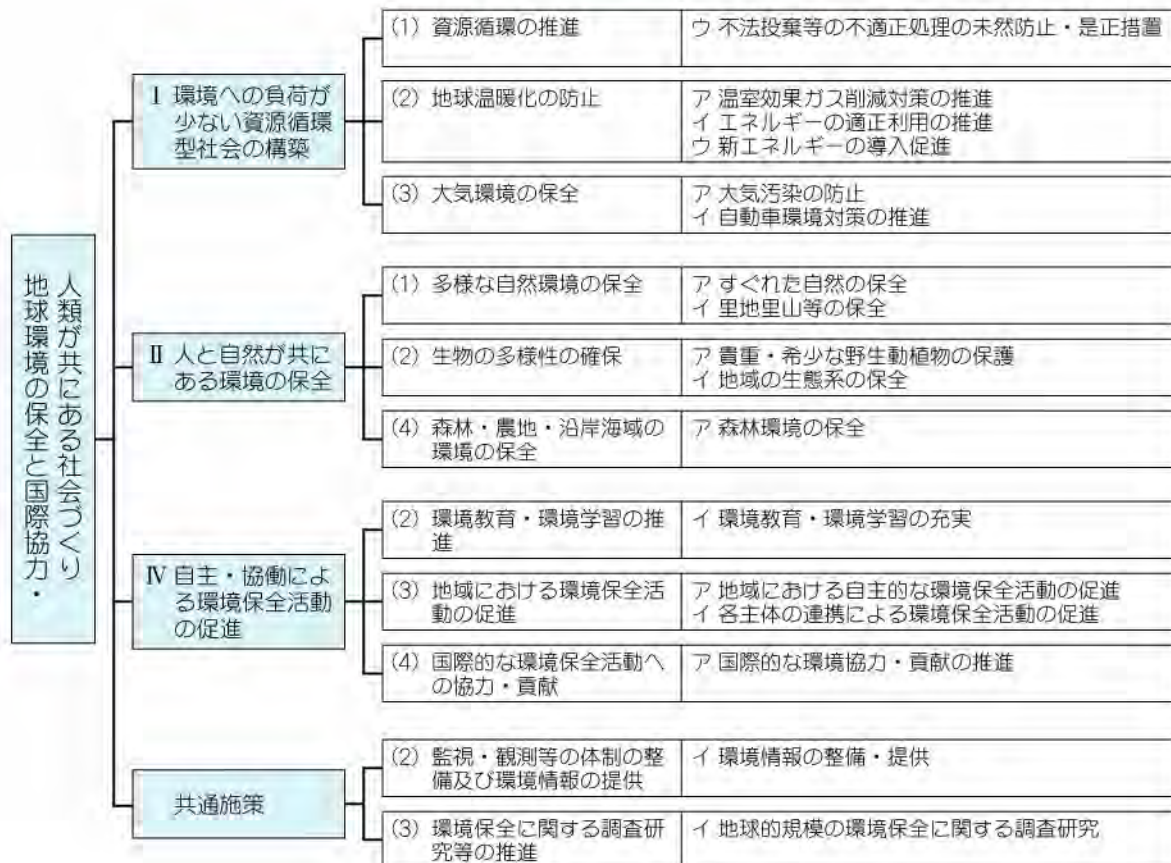
【地球温暖化防止など地球環境問題に係る負荷の低減】

- 「チャレンジ6 -三重県地球温暖化対策推進計画-」の目標達成に向け、県における取組の拠点施設となる三重県地球温暖化防止活動推進センターを設立し、民生、運輸、産業の各分野での二酸化炭素等の排出抑制対策を進めます。
- また、県内の各地域での地球温暖化防止活動を促進するため、NPOや市町村などによる地域協議会の設立を進めるとともに、地域協議会の行う取組を支援します。また、県民や市町村との協働により、家庭での二酸化炭素排出量の削減活動を支援します。
- 地球温暖化を防止するため、民生、運輸、産業部門の各主体が自ら進んで温室効果ガスの排出削減に取り組むような仕組みの構築、新エネルギーの導入など実効性のある対策技術の普及促進、地域の取組に対する支援制度の拡充を国へ働きかけます。
- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づくフロン類の回収と破壊を的確に実施し、フロン類の大気中への排出を抑制します。
- 森林の保全と育成を進め、二酸化炭素の吸収固定を促進します。
- 県産材の使用拡大などを進め、県内の森林の適正な管理を促進します。
- 硫黄酸化物などの酸性雨の原因物質の排出規制や指導を実施します。
- 地域の野生動植物の生息・生育地を保全するとともに、希少な野生動植物の保護を行うなど、野生動植物の種の減少を防止します。
- 廃棄物の収集運搬や処理処分の監視と指導を徹底し、国との連携のもとで、有害廃棄

物等の国境を越える移動を防止します。

- 国、他の地方自治体等との連携と協力を図りながら、降雨の酸性度などの地球環境関係物質の継続的な調査を実施します。

図 3-9 地球環境の保全と国際協力に係る施策の体系



【国際協力の推進】

- 姉妹友好提携都市やアジア地域の自治体への環境保全技術等の移転を進めます。
- (財)国際環境技術移転研究センターの活動を通じた世界各国の地方自治体との連携と情報交換を図りながら、国際環境協力を進めます。
- 環境情報システムを活用し、インターネット等を通じた国際的な環境情報の受発信を進めます。

【県民の自主的な環境保全活動の促進】

- 地球温暖化防止などに関するパンフレットや副読本などの作成と配付、講演会の開催などの啓発活動を進めます。
- 県民の温室効果ガス削減に向けた自主的活動が促進されるような仕組みづくりを進めます。

- 森林ボランティアや里地里山の保全活動など、県民による森林等の保全・育成活動を支援します。
- 国や関係機関と連携し、国際協力に関するセミナーの開催、民間の国際的環境保全活動の技術支援など、事業者や民間団体等による自主的な国際環境協力を促進します。

住民、事業者の自主的な取組方向

- 日常生活や事業活動での省資源、省エネルギーに取り組みます。
- 太陽光発電施設や小型風力発電施設の設置など新エネルギーの利用に努めます。
- 工場での廃熱利用など未利用エネルギーの活用に努めます。
- 日常生活での自動車利用を避け、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- 事業活動での共同配送やモーダルシフトに取り組みます。
- 自動車を利用する場合は、急発進や空ぶかし、過剰積載を控え、アイドリング・ストップに努めます。
- 低公害車、低燃費車の導入や買い替えを進めます。
- トップランナー製品や省エネ製品などの率先購入などグリーン購入を実践します。
- 県産材の使用に努めます。
- 森林づくり活動への参加や、家庭、事業場の緑化に努めます。
- 畜産し尿などから発生するメタンなどの回収と有効利用に努めます。
- 自然観察会や野生動植物の保護活動に積極的に参加します。
- 地球環境保全に関するシンポジウムに参加するなど、地球環境問題の知識の向上に努めます。

●第4章 環境配慮の方向

1 各主体の参加と環境配慮

「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく」という本計画の基本理念を達成するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を、新たな価値基準のもとに見直していく必要があります。そのためには、行政の取組だけでなく、全ての人々の知恵と行動が求められています。

このため、住民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、自らの行動を振り返り、日常生活や社会経済活動において、環境に与えている負荷や環境から得ている恵みなど活動と環境の関わりについて理解するとともに、それぞれの立場においてどのような行動が望ましいかを考え、自主的、積極的に実践することが重要です。さらに、各主体による個々の取組だけでなく、お互いの協力と連携によって新たなパートナーシップを形成し、これに基づく新たな取組を創出することも重要です。

また、開発事業の実施においては、それぞれの地域の特性を十分把握し、自然の持つ様々な環境保全機能を維持し高めるとともに、それらの機能が地域社会の中で最大限に発揮されるよう配慮する必要があります。

本章では、第2章に示した基本目標の達成に向けた各主体の役割と環境配慮の方向を示すとともに、併せて、開発事業の実施における地域特性別の環境配慮の方向を示します。

2 主体別環境配慮の方向

(1) 県

県は、基本目標の達成に向けて、第3章に示した各種施策を実施します。

また、県自らが事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、本章の「2(3)事業者」に掲げる環境配慮の方向を踏まえ、ISO 14001の環境方針に基づき、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

さらに、県が行う一定規模以上の事業の実施に当たっては、本章の「3 地域特性別環境配慮の方向」を踏まえ、環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ環境の保全に配慮します。

(2) 市町村

市町村は、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

このため、県に準じた環境保全に関する施策やそれぞれの地域の自然的・社会的条件

に応じた独自の施策を策定し、実施することが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町村自らも事業者及び消費者として本章の「2(3) 事業者」、「3 地域特性別環境配慮の方向」を踏まえ、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

(3) 事業者

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の見直しのためには、事業者の取組が重要です。

このため、事業者は、法令に規定された事項を遵守するほか、様々な事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。また、ISO 14001 など環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参画などが期待されます。

事業活動には様々な形態があることから、それぞれの形態に応じた環境配慮の方向を以下に示します。

ア オフィスでの事務活動など事業者全般の環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ 省エネルギー機器等の使用、冷暖房温度の適温設定、節電の励行、太陽光発電施設の導入など、適切なエネルギー利用に努めること。
- ◆ 節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置など、適切な水利用に努めること。
- ◆ 物品の購入にあたっては、再生製品や再生可能な製品、長期使用型製品等の優先購入など、グリーン購入の推進に努めること。
- ◆ 事業系一般廃棄物の廃棄物の分別の徹底と減量化、再生利用可能な廃棄物のリサイクルに努めること。
- ◆ 業務用自動車の天然ガス自動車や低燃費・低排出ガス認定車等の低公害車の導入、不必要なアイドリングの自粛、通勤時の自家用車使用の自粛と公共交通機関の積極的利用など、自動車の使用による環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 適切な排水処理施設の設置など、事業活動による環境汚染の防止に努めること。

【やすらぎと潤いのある快適な環境の創造】

- ◆ 敷地内の緑化を推進するとともに、植栽にあたっては、地域の特性に配慮した樹種の選定や弱剪定等の管理手法せんていの導入に努めること。
- ◆ 建築物の色彩、屋外広告物の形状や色彩については、地域特性に応じ、周辺景観との調和に努めること。
- ◆ 建築物の壁面及び屋上の緑化推進に努めること。

【自主・協働による環境保全活動の促進】

- ◆ ISO 14001 など環境マネジメントシステムの導入や環境管理責任者の設置など、

環境保全に関する社内体制の整備に努めること。

- ◆ 環境問題に関する研修を実施するなど、従業員の意識啓発に努めること。
- ◆ 自然保護活動、清掃活動等の環境保全活動へ従業員が参加しやすい社内体制づくりや地域のリサイクル活動への積極的な参加などに努めること。
- ◆ 情報の公開や地域住民への広報活動の実施など、環境保全に関する協力体制の確保に努めること。
- ◆ 海外からの研修生受入れ、海外への環境技術の移転など、行政や民間団体との協力と連携のもとに、地球規模での環境保全に努めること。

イ 土木・建築事業等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ コージェネレーション、地域冷暖房システム、太陽光発電施設等の導入など、エネルギーの有効利用に努めること。
- ◆ 熱帯木材型枠の使用削減、長期使用型資材等環境への負荷の少ない資材等の使用や再生資材の使用、間伐材の活用など、資源の有効利用に努めること。
- ◆ 透水性舗装の実施、中水道や雨水利用施設の設置など、適正な水循環の確保や適切な水利用に努めること。
- ◆ 建築物等の分別解体の徹底などによる再資源化等を推進し、建設廃棄物の減量化を図るとともに、適正処理に努めること。
- ◆ 低公害型重機の使用、粉じん等の飛散防止、騒音や振動の防止、盛土工事に伴う地盤沈下等の防止、適切な排水処理施設の設置など、周辺環境への負荷の低減に努めること。

【人と自然が共にある環境の保全】

- ◆ 施設等の立地にあたっては、周辺の土地利用との整合に努めること。
- ◆ 地形等の改変の抑止、野生動植物の生息・生育空間の確保、自然に配慮した工法の採用など、自然環境への負荷の回避、低減に努めること。

【やすらぎとるおいのある快適な環境の創造】

- ◆ 現存する植生を極力残存させるとともに、現地に生育している樹木類の活用や地域の特性に配慮した樹種による緑化に努めること。
- ◆ 施設の配置、規模、デザイン、色、高さ、隣接する建物とのゆとりなど、地域の特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること。

ウ 物品の生産、流通、販売及び回収・処理等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ エネルギー効率の高い生産方式の選択、再生資源等の環境への負荷の少ない原材料の使用や廃熱の利用、省エネルギー化の推進など、適切なエネルギーや資源の利用に努めること。
- ◆ 製品の長寿命化、製品の型式やデザイン変更の適正化、消費あるいは廃棄後の循環

資源の回収と再生利用等を考慮した製品づくりと回収体制の整備の推進など、ライフサイクルアセスメントの考え方にもとづいた商品開発や改良に努めること。

- ◆ 工業用水の使用にあたっては、回収水使用率の向上、中水や雨水の利用など、循環的な水利用に努めること。
- ◆ 廃棄物の分別収集の徹底等による再使用、再生利用と適正処理に努めるとともに、廃棄物の再資源化に関する研究や開発、再生資源を用いた商品の開発と普及など、廃棄物の資源としての有効利用に努めること。
- ◆ 業務用自動車への天然ガス自動車や低燃費・低排出ガス認定車等の低公害車の導入など、環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 良質燃料の使用、適切な排気ガス処理施設や排水処理施設の設置、騒音や振動の防止、化学物質の適正管理など、周辺環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 原料や製品、その他物品等の輸配送にあたっては、ジャストインタイム方式の見直し、共同輸配送システムの導入、物流拠点の整備、物流システムの効率化、中長距離輸配送での鉄道や内航船舶の積極的な活用など、物流効率向上と適切な輸送機関の利用に努めること。
- ◆ 物品の販売にあたっては、省エネルギー型機器等の設置、自動販売機の設置自粛、広告塔の使用時間の制限など、エネルギー消費の低減に努めること。
- ◆ 物品の販売にあたっては、エコマーク商品等の充実や販売コーナーの設置など、環境への負荷の少ない製品等の販売に努めること。

【やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造】

- ◆ 敷地内の緑化を推進するとともに、植栽にあたっては、地域の特性に配慮した樹種の選定や弱剪定等の管理手法の導入に努めること。
- ◆ 広告塔の看板等のデザイン、色、規模、光度などについては、地域の特性に応じ、周辺景観との調和に努めること。

【自主・協働による環境保全活動の促進】

- ◆ 地域住民が、遊休地や未利用地を活用して身近な生活環境の再生と創造に取り組むグラウンドワークなどの活動に対して、積極的な協力を努めること。
- ◆ 海外での物品の生産、流通、販売、回収、処理等にあたっては、その地域での環境への負荷の低減に努めること。

エ 公共輸送機関の運用等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ トラック、バス等の最新規制適合車への代替、アイドリングストップ、天然ガス自動車やハイブリット自動車、低燃費・低排出ガス認定車等の低公害車の導入など、環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ パーク・アンド・ライド、環境切符（エコチケット）の導入など、公共輸送機関の利用の促進に努めること。
- ◆ 新交通システムの導入など、効率的で環境への負荷の少ない輸送体制の整備に努め

ること。

【やすらぎと潤いのある快適な環境の創造】

- ◆ 施設及び施設周辺での空間を活用し、緑化や緑地帯などの整備に努めること。

オ エネルギー供給における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ 発電効率の向上、太陽光や風力等の新エネルギーの導入など、環境への負荷の少ないエネルギーへの移行に努めること。
- ◆ コージェネレーション等の分散型電源の導入や下水廃熱等未利用エネルギーの利用など、多様なエネルギーの活用に努めること。
- ◆ 用水の回収水使用率の向上、中水や雨水の利用など、循環的な水利用に努めること。
- ◆ 良質燃料の使用、適切な排ガス処理施設や排水処理施設の設置、騒音、振動の防止、化学物質の適正管理など、周辺環境への負荷の低減に努めること。

カ 農林水産業等における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ 農業においては、農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、家畜ふん尿等の堆肥利用などの環境保全型農業の推進に努めること。
- ◆ 水産業においては、環境保全に考慮した養殖業の推進など、養殖漁場等の水質保全に努めること。

【人と自然が共にある環境の保全】

- ◆ 農業においては、農地、ため池などの適正管理により、農地が有する環境保全機能の維持、向上と農地周辺の生態系の保全に努めること。
- ◆ 林業においては、複層林施業や育成天然林施業等により、森林の有する環境保全機能を維持、向上させる持続可能な森林経営と森林生態系の保全に努めること。
- ◆ 水産業においては、水産資源を維持、管理し、持続的に利用する資源管理型漁業、つくり育てる漁業、漁獲可能量（TAC）の適切な管理を進めるほか、干潟、藻場の保全や復元をはじめとする漁場保全等に努めること。

キ 観光・余暇活動における環境配慮の方向

【循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築】

- ◆ レジャー施設の運営にあたっては、良質燃料の使用、排水処理施設の設置、騒音や振動の防止、農薬等の適正な使用と管理など、周辺環境への負荷の低減に努めること。

【人と自然が共にある環境の保全】

- ◆ レジャー施設の設備にあたっては、立地選定から開発、運営までの各段階において、地域の特性を十分考慮し、野生動植物の生息・生育環境の保全やすぐれた自然景観の保全に努めること。

- ◆ エコツーリズム等の自然とふれあえる観光、余暇活動に関する知見や専門家の育成、利用者への情報の提供など、住民と自然のふれあいの充実に努めること。

(4) 住民

日常生活に起因する環境への負荷が増大しており、地域環境の改善や地球環境の保全に向けては、住民一人ひとりが人と環境との関わりについて理解を深め、大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直すことが重要です。

このため住民には、環境教育・環境学習を通じて、環境に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、かつそれを実践していくことが期待されます。

また、個人ではその取組が難しいものについては、地域の団体などが行う環境保全活動に積極的に参加し、その活動の輪を広げるとともに、個人や団体の知識や経験が広く活かされるよう、各主体との協力と連携が期待されます。

ア <循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 省エネラベリング制度の対象機器等の使用、冷暖房温度の適温設定、節電の励行など、適切なエネルギー利用に努めること。
- ◆ 炊事や洗濯等での節水、雨水の利用など、適切な水利用に努めること。
- ◆ ごみの分別の徹底とリサイクルの推進、過剰包装の辞退、マイバッグ運動や生ごみ堆肥化、ごみを投げ捨てないなど、廃棄物の適正処理に努めること。
- ◆ エコマーク商品などグリーン購入の推進、低公害車等への買い替えなど環境への負荷の少ない製品の選択に努めること。
- ◆ 太陽熱温水器、太陽光発電、断熱材の利用などにより、住まいづくりにおける環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 自動車使用の自粛と公共機関の積極的利用、使用時のアイドリング・ストップと適正走行の励行など、自動車の使用による環境への負荷の低減に努めること。
- ◆ 台所などでの生活排水対策、適正な排水処理施設の設置と維持管理の励行、生活騒音の防止など、日常生活における環境への負荷の低減に努めること。

イ <人と自然が共にある環境の保全>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 希少な野生動植物の損傷や採取を自制し、その生息・生育環境の適正な保全に努めること。
- ◆ 移入種をみだりに放ったり、種子をまいたりしないこと。
- ◆ 飼育しているペット動物や昆虫の適切な飼育管理を行い、ペット動物等の野外への遺棄をしないこと。

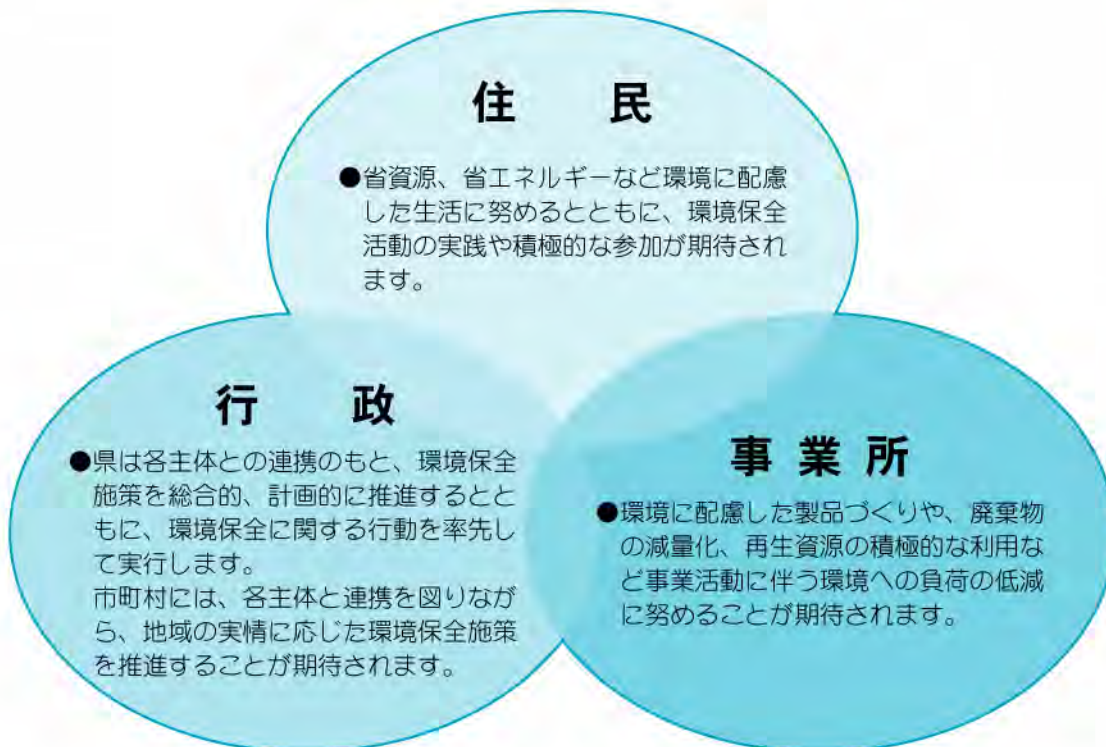
ウ <やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 地域の特性を踏まえ、デザイン、色など周辺景観と調和した家づくりに努めること。
- ◆ 生け垣の設置や緑化など、地域特性に配慮した身近な緑の保全と創出に努めること。
- ◆ 歴史的建造物や古いまちなみなど、地域の歴史的景観の保存と継承に努めること。

エ <自主・協働による循環保全活動の促進>に向けた環境配慮の方向

- ◆ 環境保全に関わる講演会や研修会、自然観察会、施設見学会等へ積極的に参加し、人と環境との関わりについて理解を深めるよう自ら学習に努めること。
- ◆ 身近な野生動植物の調査、大気や水質等に関する調査など、地域の環境状況を把握するための各種調査等への積極的な参加に努めること。
- ◆ リサイクル活動、緑化活動、環境美化活動など、地域における自主的な環境保全活動への参加に努めること。
- ◆ 環境保全を目的とした地域の団体の結成やその運営に参加、協力し、環境保全活動の一層の推進に努めること。
- ◆ 公園や街路等の公共施設やオープンスペース等の管理への積極的な参加に努めること。
- ◆ 森林ボランティアや緑のオーナー制度などを通じた森林等の保全活動への参加に努めること。
- ◆ 空き地等を活用したビオトープの創出や河川、ため池の再生などのグラウンドワークへの参加に努めること。
- ◆ 国際レベルでの環境保全活動への積極的な参加など、地球規模での環境保全への協力を努めること。

自主的な取組とパートナーシップ



3 地域特性格別環境配慮の方向

三重県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくためには、地域の特性を十分に把握し、その地域の特性に応じて、法令に規定された事項の遵守や国土利用計画、都市計画等との整合を図りつつ、環境と共生する土地利用を進めていく必要があります。

このため、三重県を山地地域、平地・丘陵地域、市街地地域、沿岸地域の4地域に区分し、それぞれにおいて、地域特性と開発事業等における環境配慮の方向を示します。

なお、この4地域は、概ね次の基準による地域区分を念頭においています。

- 山地地域は、地形分類が「山地」に該当する地域です。
- 平地・丘陵地域は、地形分類が「山麓」、「丘陵地」、「台地」、「低地」に該当する地域で、市街地地域を除く地域です。
- 市街地地域は、人口密度が概ね1,000人/km²以上の地域です。
- 沿岸地域は、三重県の海岸線を構成する地域で、実質的には平地・丘陵地域や市街地地域の一部が該当しますが、環境配慮の方向がこれらの地域とは異なることから、特に「沿岸地域」として区分しています。

(1) 山地地域

ア 地域特性

三重県は、北西部に位置する養老山地から南へ、鈴鹿山脈、布引山地、台高山脈等の山地山脈が連なっており、県土の約65%が森林に覆われ、その約62%がスギ、ヒノキ等の人工林となっています。

山地地域は、三重県の骨格の脊稜をなすこれらの山地と森林で占められおり、志摩半島の一部を除いた県の中央部から南側に広く分布しています。植林地を除くと、県の北部から西部では人間活動による影響を受けた二次林の割合が高くなっていますが、県中央部から南部では自然林や自然林に近い二次林の割合が高く、原生的な自然やすぐれた自然が多く残されています。これらの自然環境と相まって、多種、多様な野生動植物が生息しており、生物の多様性に関する調査研究の場として、県民の自然保護の高揚を図るための野生動植物とのふれあいの場として価値の高い地域です。

森林は水源の涵養や大気の浄化などといった環境を保全するうえで欠くことのできない機能を有していますが、過疎化や高齢化による林業後継者不足、外材との競合や代替材による県産材の需要低下、全体の92%が5ha未満の小規模林家であることなどから、林業採算性が悪化することにより多くの林業経営が放棄され、その結果、造林が再び行われない森林の増加や森林の荒廃が進んでいます。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 豊かな生態系が保持されている原生的な自然を有する地域の保全に努めること。
- ◆ 希少な野生動植物の分布状況を把握し、その生息・生育環境も含めて保全に努めること。
- ◆ 現存植生を極力残存させるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹木類の活用や地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。
- ◆ 溪流や湖沼の多様な水辺環境の保全に努めるとともに、水辺の改変にあたっては、自然に配慮した工法の採用に努めること。
- ◆ 特異な地形、地質等のすぐれた自然風景地やそれらに対する主要な眺望地点の保全に努めること。
- ◆ 切土、盛土等にあたっては、地形、地質等の自然条件を考慮し、地形の改変を極力避けるとともに、急傾斜地や地滑り等が発生する恐れのある脆弱な地盤等については、崖崩れや土砂流出が生じないように努めること。
- ◆ 工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止に努めるとともに、野生動植物の生息・生育環境に配慮した工事工程や工法等の採用に努めること。
- ◆ 道路等の整備により森林等の連続性が分断される場合には、動物の移動性が確保されるよう努めること。
- ◆ 水道水源の上流においては、濁水や化学物質等による水質汚染と水量の低下の防止に努めること。

(2) 平地・丘陵地域

ア 地域特性

平地・丘陵地域は、県の北部から中央部と西部において市街地を包み込むように広く分布するとともに、志摩半島や県の南部にも一部みられます。この地域は、薪炭材としての里山利用が昭和30年代頃まで行われ、農業等人間の生産活動を通じて形成された樹林地や農地等をはじめとする二次的な自然環境で占められています。

また、野生動植物と人間がさまざまに形をかかわりを持ってきた地域でもあります。このため、樹林地や農地等は身近に親しむことができる自然環境資源として、自然とのふれあいやうるおいのある生活環境を確保する上で大きな役割を果たしています。

しかしながら、過疎化や高齢化が進んだ地域での後継者不足による耕作放棄地の増加や里山の荒廃、都市化の進展に伴う土地の改変などにより身近な野生動植物の生育・生息環境の劣化やこの地域特有のふるさとの原風景も失われつつあります。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 希少な野生動植物や地域を代表する身近な野生動植物の分布状況を把握し、その生息・生育環境も含めて保全に努めること。
- ◆ 湿地等の多様な生態系が保持されている地域や湧水等の水源地域の保全に努めること。
- ◆ 現存植生を極力残存させるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹

木類の活用や地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。また、緑地の配置にあたっては、周辺と連続性が保たれるよう配慮すること。

- ◆ 河川や湖沼の多様な水辺環境の保全に努めるとともに、水辺の改変にあたっては、自然に配慮した工法の採用に努めること。
- ◆ 切土、盛土等にあたっては、地形や地質等の自然条件を考慮し、地形の改変を極力避けるとともに、崖崩れや土砂流出が生じないように努めること。
- ◆ 工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止に努めるとともに、騒音、振動等による周辺集落への影響防止に努めること。
- ◆ 道路等の整備により里山等の樹林地が分断される場合には、動物の移動性が確保されるよう努めること。

(3) 市街地地域

ア 地域特性

市街地地域は、県の北部から中央部の伊勢湾岸沿いにかけて広がるとともに、県の西部や南部にも分布しています。この地域は、高密度な人間活動が行われており、樹林地や農地等の二次的な自然環境が少なく、大部分が人工的な建築物や道路等で覆われていますが、伊勢市を中心とした地域には、わずかながら自然林や自然林に近い二次林が残されています。地域内にわずかに点在する樹林地、社叢林、都市公園等の緑地は、市街地の気候緩和や大気浄化に役立っており、都市景観の形成や住民のやすらぎやうるおいの場として活用が図られているなど、多様な機能を有しています。

しかしながら、建築物等の過密化や高度利用の進展、秩序を欠いた屋外広告物の氾濫などにより、市街地内の緑地の減少や調和のある都市景観の喪失が進行するとともに、近年の市街地周辺での宅地開発とあいまって、都市周辺での緑地の減少と市街地での人口の空洞化の問題も顕在化しています。また、市街地内の水辺は、コンクリート護岸に覆われた人工的なものとなっており、水生生物の生息域の減少や河川の自然浄化能力の低下とともに、人と水辺とのふれあいの喪失を招いています。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 現存する樹木地や自然の水際線は、極力その保全に努めること。
- ◆ 現存植生を極力残存させるとともに、植栽を行う場合には、地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。また、周辺風景の維持、向上に資するような緑地の配置に努めること。
- ◆ 河川等での事業にあたっては、河床の単純化を避け、自然に配慮した護岸工法等の採用に努めること。
- ◆ 掘削工事や盛土工事等にあたっては、地盤変状や地盤沈下の防止に努めること。
- ◆ 工事の実施にあたっては、排水対策や騒音、振動等の対策を行い、周辺の生活環境への影響の防止に努めること。
- ◆ 電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響の防止に努めること。

(4) 沿岸地域

ア 地域特性

沿岸地域のうち、北勢地域の多くは工業地帯として埋め立てられた人工的なものとなっていますが、中南勢地域から東紀州地域にかけては砂浜やリアス式海岸、礫浜海岸等の良好な自然が多く残されており、観光やレクリエーションを通じて人と海とのふれあいの場となっています。

しかしながら、海辺の生態系の多様性の確保や自然の有する環境浄化能力を維持するうえで重要な藻場や干潟等が全体的に減少しています。また、伊勢湾の地先海域や熊野灘沿いの内湾では、沿岸漁業や養殖漁業が行われていますが、近年、水質悪化等が問題となっています。

イ 開発事業における環境配慮の方向

- ◆ 希少な野生動植物の分布状況を把握し、その生息・生育環境も含めて保全に努めること。
- ◆ 自然海浜や干潟、藻場等は、極力保全に努めること。
- ◆ 埋立等を行うにあたっては、周辺海域での水質悪化等に配慮するとともに、地域の特性に応じて、人工海浜や干潟、藻場の造成など代償的な措置に努めること。
- ◆ 港湾や漁港の整備にあたっては、住民が海辺の自然環境とふれあうことのできる親水空間の整備と創出に努めること。

●第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げた目標を達成するため、県は計画を総合的に推進する体制を整備しその充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる住民、事業者や市町村との連携と協力のもとに計画を的確に推進します。

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を効果的に推進するため、三重県環境保全推進委員会において、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的、計画的に推進します。この三重県環境保全推進委員会においては、ISO 14001 マネジメントシステムやグリーン購入の推進などに関する事項のほか、県が行う大規模な開発事業等に対する環境調整システムによる調整など、消費者及び事業者としての県の取組を推進します。

また、本計画に基づく主要施策を着実に進めるため、概ね4年間を計画期間とする中期的な推進計画（アクションプラン）を策定します。

(2) 各主体との連携

本計画を推進するためには、住民、事業者、行政の各主体が共通の認識のもとで、それぞれの役割を果たしながら、お互いの連携と協働による取組を進める必要があります。

このため、住民や事業者に対しては、本計画の周知や環境に関する情報の提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

また、市町村に対しては、環境に関する情報の提供や連絡協議の場を通じた意見交換等により、県と市町村あるいは市町村相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町村の施策を支援することにより、環境保全施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な問題に対しては、国や他の地方自治体との緊密な連携を図るとともに、地球環境問題のような国を越えた環境問題については、世界の国や地域、自治体との連携を進めます。

2 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた諸施策の着実な実施と計画期間内の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、計画の的確な進行管理を行います。

(1) 数値目標による進行管理

主要施策の実施状況を確認するため、第3章に掲げた施策分野ごとの数値目標の項目

について、毎年度の進捗状況を把握します。

また、推進計画（アクションプラン）においては、中期的な計画期間内に実施する施策の数値目標を設け、それぞれの施策の実施状況を把握し、評価していきます。

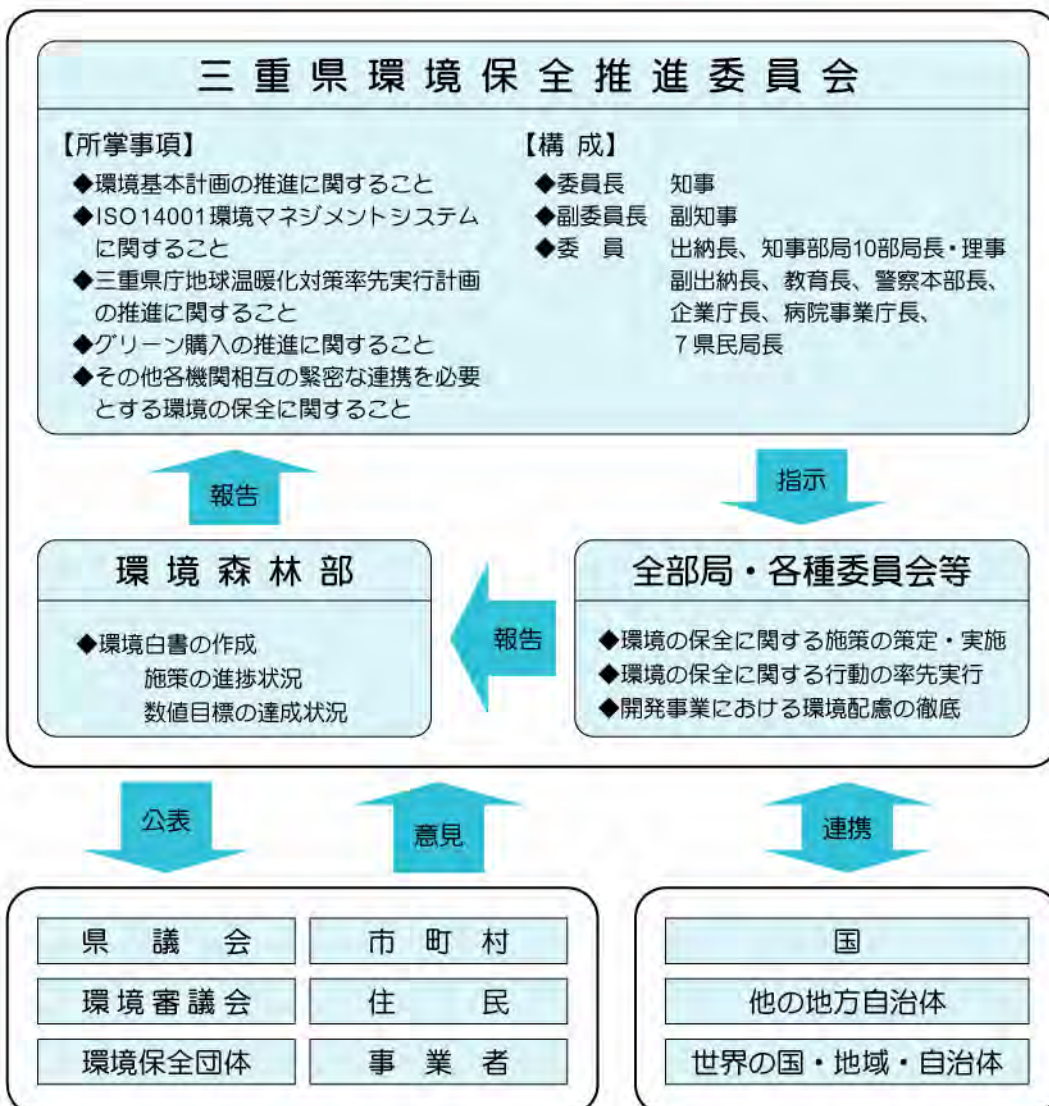
(2) 年次報告・公表と県民意見の反映

本計画に掲げた数値目標の達成状況や各種施策の実施状況等を、毎年度、環境白書としてとりまとめ、三重県議会、三重県環境審議会に報告するとともに、市町村等の関係行政機関や「環境創造活動を進める三重県民の会」などに送付し、意見や提言を求めます。

また、県民に対しては、環境白書を県内の図書館に配付し、閲覧に供するとともに、インターネットのホームページ「三重の環境」に環境白書の内容を掲載することにより、県民の参加による計画の総合的な推進を図ります。

以上による計画の推進体制と進行管理の体系は、図5-1のとおりです。

図5-1 計画の推進体制と進行管理の体系



3 財政上の措置

本計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4 計画の見直し

本計画は、平成22(2010)年度を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化や環境に関する科学的知見等の集積に応じて、必要に応じ計画の見直しを行います。

資料 1

三重県環境基本計画改定の経緯等

1 三重県環境審議会等での調査審議の経過

平成15年 7月11日	三重県環境審議会へ三重県環境基本計画の改定について諮問
同日	環境基本計画部会を設置
8月28日	第1回基本計画部会を開催
10月14日	第2回基本計画部会を開催
11月 5日	第3回基本計画部会を開催
12月25日	第4回基本計画部会を開催 (三重県環境基本計画改定案(中間案)のとりまとめ)
平成16年 1月13日	三重県環境審議会へ三重県環境基本計画改定案(中間案)を報告
1月20日	三重県環境基本計画改定案(中間案)を縦覧(～2月19日)
1月27日	三重県四日市庁舎で地域説明会を開催
1月28日	三重県尾鷲庁舎で地域説明会を開催
1月29日	三重県上野庁舎で地域説明会を開催
1月30日	三重県松阪庁舎で地域説明会を開催
3月16日	第5回基本計画部会を開催 (三重県環境基本計画改定案(部会報告案)のとりまとめ)
4月27日	三重県環境審議会へ環境基本計画部会の調査検討結果を報告
4月27日	三重県環境審議会から三重県環境基本計画の改定について答申

2 三重県環境審議会環境基本計画部会委員

氏 名	所 属 ・ 役 職
朝日 幸代	四日市大学環境情報学部助教授
植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会長
笠倉 忠夫	豊橋技術科学大学技術開発センター科学技術コーディネーター
杉浦 邦彦	日本野鳥の会三重県支部長
○ 寺口 瑞生	松阪大学政策学部助教授
中川 恵子	特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会副代表理事
堀川 勉良	井村屋製菓株式会社環境事業部企画部長代理
松村 直人	三重大学生物資源学部助教授
◎ 水野 孝之	三重大学名誉教授

(◎部会長、○副部会長、委員名は五十音順)

3 三重県環境審議会委員

(平成15年7月11日～平成16年4月27日)

氏名	所属・役職
朝日 幸代	四日市大学環境情報学部助教授
天野 秀臣	三重大学生物資源学部長(平成16年4月1日～)
稲垣 昭義	三重県議会議員
稲垣 保子	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長
植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会長
○大萱 宗志	三重県森林組合連合会代表理事会長(平成16年4月1日～)
大田 弘純	三重県経営者協会業務部長
小畑 仁	三重大学生物資源学部長(～平成16年3月31日)
笠倉 忠夫	豊橋技術科学大学技術開発センター科学技術コーディネーター
加藤 征三	三重大学工学部長(平成15年10月1日～)
神谷 知子	前四日市大学短期大学部教授
北川 利美	三重県商工会議所連合会専務理事
北川 裕之	三重県議会議員
郡 篤 孝	同志社大学経済学部教授
坂倉 照	三重大学名誉教授
佐々木 史郎	三重県商工会連合会専務理事(平成16年4月1日～)
佐々木 昌子	中部経済産業局産業企画部環境・リサイクル課長(平成16年4月1日～)
千田 喜久治	日本労働組合総連合会三重県連合会会長
谷岡 経津子	四日市大学総合政策学部教授
津田 健児	三重県議会議員
寺口 瑞生	松阪大学政策学部助教授(～平成16年3月31日)
◎豊田 長康	三重大学長(平成16年4月1日～)
長井 武彦	三重県森林組合連合会代表理事会長(～平成16年3月31日)
○中嶋 寛	三重県医師会副会長
野口 佳子	三重県農業協同組合中央会JAみえ女性連絡会議会長
服部 忠行	三重県町村長会会長
福井 一晃	三重県商工会連合会専務理事(～平成16年3月31日)
丸山 淳子	三重大学医学部講師
水谷 光男	三重県市長会会長
三谷 勝次	三重県漁業協同組合連合会会長
森田 明美	三重県弁護士会弁護士
森野 捷輔	三重大学工学部長(～平成15年9月30日)
矢谷 隆一	三重大学長(～平成16年2月9日)
山田 良明	中部経済産業局産業企画部環境・リサイクル課長(～平成16年3月31日)

「◎：会長、○：副会長(平成16年4月27日現在)、委員名は五十音順、敬称略」

(注) 諮問日(平成15年7月11日)から答申日(平成16年4月27日)までの委員名を記載したものです。

資料 2

三重県環境基本計画改定案(中間案)に対する県民意見の概要

三重県環境審議会環境基本計画部会では、平成16(2004)年1月20日から2月19日までの1月間、三重県環境基本計画改定案(中間案)を縦覧し、中間案に対する県民からの意見を募集しました。また、中間案の縦覧期間中に、県内の4地域(四日市、松阪、上野、尾鷲)で説明会を開催しました。

この縦覧期間及び地域説明会において、20人・団体から33項目の意見が出されました。

1 意見の種類と項目数

意見の種類	項目数
全般的事項	5
計画の目標に関するもの	7
施策に関するもの	21
施策全般	(1)
基本目標Ⅰ(資源循環型社会の構築)関係	(6)
基本目標Ⅱ(人と自然が共にある環境の保全)関係	(4)
基本目標Ⅲ(快適な環境の創造)関係	(2)
基本目標Ⅳ(自主・協働による環境保全活動の促進)関係	(7)
共通施策関係	(-)
総合的・重点的施策関係	(1)
環境配慮の方向に関するもの	-
計画の推進に関するもの	-
合 計	33

2 意見の反映方法

対応の区分	項目数
意見を踏まえて中間案の内容を修正したもの	10
意見の趣旨が既に中間案に盛り込まれているもの	7
改定案に基づく施策を進める中で、今後対応を進めるもの	9
意見の趣旨を改定案に反映することが現状では難しいもの	3
その他(計画内容に対する質問、感想など)	4
合 計	33

三重県環境基本条例

(平成7年3月15日 三重県条例第3号)

私たち三重県民は、県土にはぐくまれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的・文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれてくる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。

さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きているということを理解し、私たち自身の営みによって地域環境のみならず地球環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。

そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。

この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町村との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な

環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることが目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。
- 3 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をするとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
- 5 事業者は、市町村長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県と市町村との協働)

第7条 県は、市町村に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。
- (5) 歴史的文化的な遺産が保全されること。
- (6) 良好な景観が保全されること。

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町村長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第10条 知事は、毎年、環境の状況並びに知事が環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の促進等)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、工場又は事業場の新設又は増設を行おうとする事業者が、あらかじめその事業活動に係る公害の防止について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講

じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、負荷活動を行う者にその者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりその者が自らの行為に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について調査及び研究を行うとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、これにより環境の保全上の支障を防止することについて県民の理解と協力を得るように努めるものとする。

(環境の保全に関する事業の推進)

第14条 県は、緩衝地帯の設置その他の環境の保全上の支障を防止するための事業及び下水道等の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。

(快適な環境の保全)

第15条 県は、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興)

第16条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興を図ることにより、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境

の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、現に公害を受けている者又は受けていると思う者に対し、公害の状況に関する情報を適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第20条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 県は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る紛争の処理等)

第22条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る被害者の救済を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第23条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する施策の推進

(推進体制の整備)

第24条 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、市町村、事業者、県民、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第25条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2～3 (略)

附則(平成12年7月13日三重県条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成13年3月27日三重県条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

資料 4

「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針

(平成 15 年 11 月 25 日)

1 現状認識

県では、これまで「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」を基調とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、ごみの排出抑制・再利用・再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきました。

この結果、アルミ缶やペットボトル、びん等の飲料容器、新聞紙、段ボールなどは、資源としての有効利用が進み、資源化率も向上し続けています。

しかし、県内の一人当たりのごみ排出量については、若干の増減はあるものの、10年前とほとんど同じレベルで推移しており、排出されたごみの80%は、焼却又は埋立という方法で処分されています。

この適正処分を中心とする現在のごみ処理システムは、温暖化ガスや有害物質の排出など環境に対する負荷や、資源の浪費、ごみの収集・運搬、処分に要する費用の確保といった大きな問題を抱えています。

この状態がさらに続けば、地球温暖化の進行や資源の枯渇などの環境問題が深刻化するとともに、施設の更新に伴う膨大な費用負担、埋立処分場の残存容量のひっ迫といった事態を招き、システム自体が破綻しかねません。

2 目指すべき社会の姿

真の資源循環型社会を構築するためには、単に物の生産、消費、回収、再生利用というサイクルをまわすだけに終わらせず、さらに一歩進めて限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。

そのためには、「ごみをどう処理するか」よりも、「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置き、ごみ処理の体系を持続可能な循環型のものへと転換していく必要があります。

こうした考え方のもと、私たちは、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指します。

3 基本的な視点

「ごみゼロ社会」実現に向けては、以下の視点から取り組みます。

(1) 意識・価値観・行動の転換

さらなるごみの減量化のためには、人々のライフスタイルや生産者の事業活動のあり方にまで踏み込む必要があります。例えば、「スローなライフスタイル」すなわち、「手間暇をかけること、良い物を大切に使うことに価値を見出すことのできる生活様式」が見直されてくるといったことが、今後とても大切になってきます。

こうした考え方のもと、私たちは、

「ごみは適正に処理すれば良い」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ

「燃える・燃えない」というごみの分別から、「資源化できる・できない」という分別へ

「効率性・経済性と環境保全是トレードオフの関係」という考え方から、「それらを両立させる」という考え方へ

「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

と、さまざまな意識や価値観、行動の転換を促す取組を積極的に展開していきます。

(2) 取組に関する優先順位の明確化

大切なことは、ごみを“ごみ”として管理（処理）することではなく、まずごみの発生を抑え、ごみを“未利用資源”として管理（再資源化・利用）することです。

このため、まず第一に、物をなるべく長期間使用する、或いは、耐久性の高い物づくりを行う、過剰包装をしないなど、そもそもごみが発生しないよう努める必要があります。

次に、やむを得ずごみとして発生した物については、製品や部品としてそのまま再使用することが、まず優先されます。再使用できない物は、原材料として再生利用する必要があります。再生利用もできない物は、熱エネルギーとして回収し暖房や給湯、発電などに有効利用することとなります。

最後に、どうしても資源として有効利用できない物は、環境に負荷を与えない方法で適正に処分しなければなりません。

このように、①発生抑制 ②再使用 ③再生利用 ④熱回収 ⑤適正処分という取組の優先順位を明確にし、戦略的かつ効率的に進めます。

(3) 多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働

「ごみゼロ社会」は一朝一夕に実現するものではありません。ごみに関わりのあるあらゆる個人・組織が、ごみをなくそうとする熱意、相互の連帯協力、実践における忍耐力を長期間維持しつつ取り組むことにより、初めてその姿が見えてくるものです。

また、「家庭・事業所はごみを出し、行政は適正に処理する」といったような、これまでの住民、事業者、行政の役割分担では、上手くいきません。それぞれができること、やらなければならないことに主体的、積極的に取り組むことが不可欠です。

このため、県民、事業者、民間団体、市町村、県などさまざまな主体が、「ごみゼロ社会」実現に向けて役割分担を再構築し、連携・協働して取り組みます。

(4) ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

ごみの減量化については、地域の自然的社会的条件やごみ処理の実情など地域の特性に応じて対策を講じることが効果的です。このため、地域でよく話し合って良い方法を考え、自らの責任において実行していくことが非常に大切となってきます。

また、現在焼却や埋立により処分されているごみの中には、資源として循環利用できるものが多く含まれています。ごみを地域資源と考えれば、地域産業との融合や、高齢者の活力導入、コミュニティの再生などに向けた新たな地域づくりの展開が可能となります。

こうしたことから、地域の創意工夫による、ごみを資源ととらえた地域づくりに取り組みます。

4 推進の方向

(1) 取組の期間

「ごみゼロ社会」実現については、概ね20年後を目標とし、取組を推進していきます。

(2) 取組の3本柱

取組にあたっては、次の3つを柱とし具体策を推進していきます。

- ★ 発生抑制の推進
- ★ 環境教育と分別の徹底
- ★ 再資源化の推進

(3) 実現に向けたステップアップ・シナリオ

地域社会の将来像や数値などによる具体的で分かりやすい目標を設定するとともに、取組の成果や進捗状況を公表するなど、多様な主体が、実現に向け着実にステップアップしていくための段階的なシナリオを共有しながら取り組みます。

また、Plan（計画策定）－ Do（実施）－ Check（点検・評価）－ Action（見直し・改善）のサイクルにより取組全体のマネジメントを行います。

(4) 当面の取組

① 協働の素地づくり

「ごみゼロ社会」実現に向けた道筋を明らかにし、具体的な施策を県民に示すため、短期・中期・長期的なビジョンや目標を含むプランを策定します。その際、県民、事業者等の理解と協力を得るため、プランづくりへの参画機会を提供するとともに、啓発を行います。

また、プラン策定に必要な基礎データを収集するため、ごみに関する実態調査や県民意識調査、ごみの減量化手法に関する調査などを実施します。

② モデル事業の実施

「ごみゼロ社会」実現のためには実験的、先駆的な取組にチャレンジすることが不可欠であり、その成功事例を積み重ね県全域での展開につなげていく必要があります。

このため、リターナブル容器の普及や生ごみのリサイクルに関するシステムの構築など、ごみ減量化のための新たなシステムや制度の導入に資するモデル事業を実施します。

③ モデル事業の評価と取組の改善、取組への参画促進

モデル事業について評価を行い、その効果や課題を明らかにするとともに、必要に応じて、プランの見直しや取組の改善を行います。

また、より多くの県民や事業者等に、プランを共有してもらい主体的に実践してもらうため、取組への参画・学習機会の提供や啓発を行います。

5 取組の課題

- ★ 県民、事業者、市町村、県それぞれの役割と責任に基づく取組が不可欠であり、「ごみゼロ社会」実現に向けたコンセンサスを得ることが必要です。
- ★ 個人や事業者、地方自治体の取組だけでは実現が困難であり、法制度改革等を積極的に提言するなど、国等に対して働きかけることも必要です。
- ★ 「ごみゼロ社会」の実現は、20年先の将来を見据えてじっくりと取り組まなければならない長期的な課題であり、現行のごみ処理システムについては、さらなる安全安心の確保が不可欠です。

用語解説

21世紀環境創造活動支援基金

環境先進県づくりを目指して、三重県が平成11年度に創設した基金のことをいいます。(財)三重県環境保全事業団に出捐し、三重環境県民会議によってNPOなどの自主的な環境活動の支援を行うために活用されています。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

→「生物化学的酸素要求量」参照

COD (Chemical Oxygen Demand)

→「化学的酸素要求量」参照

ESCO事業 (Energy Service Company)

電力の大口需要家に対して、省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画を行う事業のことをいいます。なお、「民間資金活用型ESCO事業」は、既存建築物の設備等を民間資金を利用して省エネルギー型に改修し、光熱水費の削減分で改修工事費を賄うとともに、二酸化炭素排出量を削減する事業です。

FSC森林認証

世界的なNGO組織であるFSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会) が、環境に配慮した持続可能な森林経営により、適切に管理されている森林を認証する制度をいいます。

ISO 14001

→「環境マネジメントシステム」参照

NPO (Non-Profit Organization)

教育、文化、医療、福祉、環境保全など、様々な社会的活動を行う非営利、非政府の民間組織のことをいいます。また、ほぼ同義の用語としてNGO (Non-Governmental Organization) がありますが、営利を目的としないことや、利潤を分配しないことを強調するときにNPOが使われ、政府からの独立を強調するときにNGOが使われます。また、国境にとらわれないという意味から、民間国際援助団体のことをNGOという場合もあります。

PCB (Polychlorinated Biphenyl)

有機塩素化合物で、耐熱性、耐薬品性、絶縁性に優れており、コンデンサー(蓄電器)などの絶縁体、印刷インキなどに使われていましたが、1970年頃から魚介類への蓄積が問題となり、1972年に生産が中止されました。すでに出回っているトランス(変圧器)、コンデンサーなどは、製造業者や事業所が保管することになっており、平成28年までに適正に処分することが義務づけられています。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

「環境汚染物質排出・移動登録制度」の略称で、指定された環境汚染物質の排出量と移動量を事業所が報告し、国が集計、公表する法的な仕組みのことをいいます。1992年の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択されたアジェンダ21の中で、化学物質のリスク低減の手法として有害化学物質の排出や移動を管理する制度の必要性が指摘され、日本では1999年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が制定されました。

RDF (Refuse Derived Fuel)

生ごみ、紙、プラスチックなどの一般廃棄物を破砕し、石灰を混合して固形化した燃料のことをいいます。

アイドリング・ストップ

自動車の停止時にエンジンの空吹かしをやめ、大気汚染物質の排出を抑制することをいいます。

移入種

もともとは地域に生息、生育していなかった動植物種で、人為的に地域外から持ち込まれたものが、自然界に定着した種のことをいいます。三重県では、自然環境保全条例により、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放ち、植栽し、種子をまくことが禁止されています。

エコツーリズム

自然環境を乱さないで自然保護を意識した観光のことをいいます。

エコポイント推進事業

電気、ガス、水道使用量の削減など、家庭での自主的な二酸化炭素排出量の削減活動を支援する三重県の事業です。

エコマーク商品

環境の保全に寄与しているとして(財)日本環境協会が認定し、「エコマーク」の表示がなされた商品のことをいいます。環境保全型商品とも呼ばれています。

屋外広告物沿道景観地区

良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進するため、その地域の特性に応じた、通常とは異なる規制基準を適用する道路及びその沿道の地区をいいます。

オゾン層破壊物質

地上12kmから50kmの成層圏にあって、太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊する物質のことで、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により約70物質が特定を受けています。主なものは、クロロフルオロカーボン(CFC)類、ハイドロクロロフルオドカーボン(HCFC)類、ハイドロブromoフルオロカーボン(HBFC)類、ハロン類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチルなどです。

オープンスペース

都市の中で、建築物などのない広場などの空間をいいます。公園、河川空間など防災上の役割を担っているほか、都市内での遊びやレクリエーションなどの場として重要視されています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のことをいいます。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類とされています。(→「地球温暖化」参照)

外因性内分泌攪乱化学物質

環境中に放出された化学物質の中で、体内に入って体内のホルモンと同じような、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つものをいいます。環境中に放出されてホルモン様の作用を示すことから、「環境ホルモン」とも呼ばれます。

化学的酸素要求量（COD）

水の汚染度を示す指標で、水中の有機性物質などを酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化し、その際に消費される酸素量で表します。数値が高いほど汚染が進んでいます。CODは海域及び湖沼の水の汚染状況を表すのに用いられます。

拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

製品の生産者等は、その製品が廃棄物となった後のリサイクル及び処分について、最後まで責任を持たなければならないとする考え方です。

合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいいます。なお、従前は水洗し尿のみを処理する施設（単独処理浄化槽）も浄化槽に含まれていましたが、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）に伴い、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設（合併処理浄化槽）に一本化されました。

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

事業者自らが、事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価をするとともに、環境の保全のための措置を検討し、この措置が行われた場合における環境に及ぼす影響を総合的に評価する制度をいいます。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで確保されることが望ましい基準のことをいいます。現在、環境基本法（ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法）に基づき、大気汚染、公共用水域及び地下水の水質汚濁、水底の底質（ダイオキシン類のみ）、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

環境教育・環境学習

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための教育及び学習をいいます。この活動を、実施者、行為者の視点から見た場合は「環境教育」、学習者、参加者から視点から見た場合は「環境学習」という言葉が用いられていますが、環境基本計画では、双方からの取組を進めていくとの観点から「環境教育・環境学習」と列記し、一つの用語として用いています。

環境経営

企業や行政の事業活動の中で、環境への対応を具体化する等、環境保全への取組を明確に位置づけ、経営者の意思決定に反映させると同時に環境に配慮した行動をとっていく経営をいいます。

環境施設帯

道路交通騒音や振動等による公害を防止するため、緩衝緑地、防音壁等の施設を設置するための区域のことをいいます。

環境情報総合システム

三重県が整備している情報システムの一つで、インターネット等を利用して県民等に広く環境情報を発信する制度のことをいいます。県内各地の環境濃度を測定し、収集する環境総合監視システム、行政事務の効率化や合理的な環境施策立案の支援を行う行政事務処理システム等で構成しています。

環境調整システム

三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する制度のことをいいます。平成10年度から運用しています。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障（→「生活環境保全上の支障」参照）の原因となるおそれのあるものをいいます。汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等があります。

環境保全型農業

化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜糞尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のことをいいます。

環境ホルモン

→「外因性内分泌攪乱化学物質」参照

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのことをいいます。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた国際規格 ISO 14001 があります。

環境リスク

人間活動によって、環境に加えられる環境への負荷が、健康や生態系等に影響を及ぼす危険性をいいます。

環境林

森林ゾーニング（→「森林ゾーニング」参照）により区分された、木材生産機能よりも公益的機能を重視する森林をいいます。

揮発性有機化合物（VOC : Volatile Organic Compounds）

塗料、インキ等に含まれるトルエン、キシレンやベンゼンなど、常温でガス状になり、大気中に放出される有機化合物をいいます。

京都議定書

1997年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書をいいます。締約国における2008～2012年にかけての温室効果ガス排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取扱い、排出量取引などの基本的考え方が決められています。

共同輸配送システム

都市内物流の合理化のため、企業各自が行ってきた配送を混載することにより、複数企業の配送を統合しようとする方式のことをいいます。

グラウンドワーク

1980年代に英国の都市周縁部で始まった、地域における実践的な環境改善活動で、地域の住民、企業、行政の三者が協力して専門組織（グラウンドワーク・トラスト）を作り、身近な環境を見直し、自ら地域の環境を改善していく活動です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入することをいいます。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、その地域の自然、文化、人々との交流などを楽しむ余暇活動をいいます。

県指定希少野生動植物種

県内に生息、生育する絶滅のおそれのある野生動植物で、知事が、特に保護する必要があるものとして「三重県自然環境保全条例」に基づき指定した種のことをいいます。指定された種の捕獲、採取等をしようとする場合、事前に知事への届出が必要になります。

高規格幹線道路

自動車の高速通行の確保を図るため、全国的な自動車交通網として整備される自動車専用道路であり、高速自動車国道11,520km及び一般国道の自動車専用道路2,480kmで構成され、合計で約14,000kmとなります。三重県では、近畿自動車道名古屋大阪線(東名阪自動車道)、近畿自動車道伊勢線、近畿自動車道名古屋神戸線(第二名神高速道路の一部)が供用されています。

コージェネレーション

熱電供給システムとも呼ばれ、エンジンやタービンなどにより発電を行うとともに、排熱を利用して給湯や冷暖房も行うことをいいます。従来型の発電のエネルギー利用効率が38%程度であるのに対し、コージェネレーションは70~80%まで高めることができます。

コンポスト化

家庭から排出される生ごみ、落ち葉や下水道汚泥、家畜の糞尿などの有機物を、微生物の働きによって発酵させ、堆肥(コンポスト)にすることをいいます。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(Peroxy-acetylnitrate)等の酸化物質の総称です。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉などの粘膜を刺激することがあります。

公益的機能

森林のもつ様々な機能のうち、木材の生産機能以外の機能であって、水源のかん養、土砂の流出防止など、不特定多数の人々がその恩恵を受ける機能をいいます。

こどもエコクラブ

小・中学生の子供たちが数人~20人程度の団体を作り、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組活動を展開していくための組織をいいます。

財団法人国際環境技術移転研究センター(ICEETT)

日本の優れた環境保全技術や管理手法をもとに、環境問題に苦しみ諸外国、特に開発途上国との環境技術交流を深め、ひいては地球環境保全に貢献することを目的として、1990年に設立された機関で、鈴鹿山麓リサーチパーク(四日市市)に所在しています。

再使用

→「リユース」参照

再生利用

→「リサイクル」参照

里地里山

居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産など様々な人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のことをいいます。廃棄物の発生量やその物の性質から、環境汚染の原因となりうるものとして、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定されています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の性状、取扱い上の注意事項等を記載した積荷目録(マニフェスト)のことをいいます。産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物を処理業者に委託して処理する場合には、マニフェストの管理を通じて自らの産業廃棄物が適正に処理されていることを確認する義務があります。

酸性雨

工場や自動車から出された硫黄酸化物や窒素酸化物の大気汚染物質が雨水に取りこまれて酸性を示す雨のことで、一般にはpH(水素イオン濃度)が5.6以下をいいます。

資源循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの利用の面でより一層の効率化を図り、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処理を図るなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできるだけ少なくし、循環を基調とする社会経済の仕組みが実現した社会のことをいいます。

史跡・名勝・天然記念物

史跡は貝塚、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもののうち指定をしたものです。名勝は庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもののうち指定をしたものです。天然記念物は動物、植物、地質鉱物で学術上価値の高いもののうち指定をしたものです。（→「指定文化財」参照）

自然エネルギー

石油、石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギーと違い、太陽エネルギー、風力、潮汐など無尽蔵のエネルギーをさします。地球温暖化防止など、環境への配慮や省エネルギーの観点から、今後の研究開発と活用が進められています。

自然公園

すばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域として、「自然公園法」や「三重県立自然公園条例」により指定された区域のことで、県内では、国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が指定されています。自然公園の特別地域内では一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要となります。

指定文化財

「文化財保護法」や県条例、市町村条例に基づき、国や県、市町村によって指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群をいいます。

自動車NOx・PM法

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略称です。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を削減することを目的として、対策地域を定め、排出基準不適合車の登録の制限等の対策が講じられます。三重県では、平成13年12月に、北勢地域の8市町の区域が対象地域に指定されました。

自動車排出ガス測定局

自動車の排出ガスによる大気汚染状況を常時観測する測定局で、現在、県内に6カ所の自動車排出ガス測定局が設置されています。

ジャストインタイム方式

工場内での生産の各段階の流れの速さが等しくなると各工程間の在庫がゼロとなるという理想を実現しようとする方式のことをいいます。効率的な生産方式である反面、部品納入の段階での車両の混雑やこれによる大気汚染や騒音、振動等の問題があります。

臭気指数規制

特定の悪臭物質の濃度で規制する方法（特定悪臭物質規制）とは異なり、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を評価し、規制する方法をいいます。この方法では、悪臭を全体としてとらえるため、複合臭等、物質濃度による規制では対応できない悪臭も規制の対象になります。

循環資源

廃棄物等のうち有用なものをいいます。「循環型社会形成推進基本法」の制定において、排出されたものすべて資源として捉えて、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をするという意味を込めて作られた新しい言葉です。

省エネラベリング制度

家庭用電器製品が国の省エネルギー基準を達成しているかどうかを、日本工業規格(JISC 9901)の規定に基づき事業者が表示する制度で、省エネルギー基準の達成率等を記載したラベルは、カタログ、製品本体などの適切な場所に表示されます。この制度の表示対象機器は、現在、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯器具、テレビなど10品目（平成16(2004)年5月に3品目追加予定）となっています。

新エネルギー

従来使っていた石油、石炭、天然ガス、原子力、水力などのエネルギーに対し、今後、研究開発、導入が図られる新規開発エネルギーをいいます。具体的には、太陽エネルギーなどの環境に負荷を与えない無尽蔵な「再生可能エネルギー」、廃棄物や排熱などを利用する「リサイクル型エネルギー」、従来のエネルギー利用の効率化や環境との調和を図る「従来型エネルギーの新利用形態」などがあります。

親水空間

人が川や水辺に近づき、水に親しむことができる場所(空間)のことをいいます。

森林ゾーニング

森林の持つ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態等により森林を区分することをいいます。

森林ボランティア

都市と山村との交流促進と適正な森林管理を行うため、ボランティアで森林整備に参加しようとする人たちのことをいいます。（→「ボランティア」参照）

生活環境保全上の支障

人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。なお、「生活環境」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境を含みます。

生活排水処理施設

台所、風呂、洗濯などで排出される汚水やトイレからのし尿を含めた生活排水を処理するための施設をいいます。下水道、農・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）、合併処理浄化槽などがあります。

生態系

自然界のある地域に生息、生育する生物とそれらの生活に関与する大気、水、土壌などを一体としてとらえたものをいいます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいいます。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示します。BODは河川の水の汚染状況を表わすのに用いられます。

生物の多様性

生態系の多様性（多様な生態系が存在していること）、種間の多様性（種が保全され、個々の生態系が多様な種から構成されていること）、種内（遺伝子）の多様性（同じ種の中にも多様な地域的個体群が存在していること）の3つの考え方からなる概念です。平成4年の地球サミットで採択された「生物の多様性に関する条約」に初めて盛り込まれました。

ゼロ・エミッション

国連大学が提唱している、廃棄物を全く出さない産業集団の形成を目指すという構想をいいます。ある産業からの廃棄物を別の産業が原材料として使用する、完全循環型の生産方式です。生産や消費活動からの排出物を限りなくゼロに近づけることにより、資源を有効活用し、環境負荷を伴わない社会を目指していくうえでの重要な言葉になっています。

戦略的環境アセスメント

個別事業の実施に先立ち、政策、計画等を対象として、それらの策定段階において環境アセスメントを実施することをいいます。計画等の策定段階で、環境への影響についてあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して広く意見を求めることにより、環境に配慮した政策や計画をつくることができます。（→「環境アセスメント制度」参照）

総漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）

生物資源と漁獲の均衡をとり資源を適切に管理するために定められた、ある漁業資源を漁獲できる総量のことをいいます。現在、サンマ、マイワシ等7種が対象魚種となっています。

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナー-ポリ塩化ビフェニル(コプラナー-PCB)の総称を『ダイオキシン類』と呼んでいます。PCDDsとPCDFsを合わせると210種類の化合物があり、毒性があるとされているものは17種類です。また、コプラナー-PCBsのうち毒性があるとされているものは12種類です。

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境等に配慮し、多様な自然環境を保全し、あるいは回復を図る川づくりのことをいいます。

地域冷暖房システム

一定地域内の複数の建物に対し、一ヶ所あるいは数ヶ所の熱発生所で製造した冷水や蒸気等を地域配管を通して各建物に供給し、建物の冷暖房供給を行う方式のことをいいます。熱源として都市ガスによる方法と、温度差エネルギーや排熱エネルギー等を利用する方法があります。

地球温暖化

大気に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果がありますが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいいます。このことにより、人間をはじめとした生態系に深刻な影響が及ぶおそれがあります。（→「温室効果ガス」参照）

地区計画制度

それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、地区単位の視点に立って、生活環境を整備、保全し、きめ細やかな土地利用を誘導する制度です。地区計画に定められた内容を実現するには、「届出、勧告」「建築条例」等の地区計画独自の実現方法が用意されています。また、既存の制度、事業と連携して活用する方法もあります。具体的には、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、良好な市街地の整備及び保全を図るための制度です。

チャレンジ6（三重県地球温暖化対策推進計画）

三重県における地球温暖化対策を進めるための基本となる計画で、平成12年に策定されました。県内の温室効果ガス排出量を、2010年までに1990年比で6%削減することを目標として、住民、事業者、行政の取組手法を明らかにしています。

中水

上水、下水に対する言葉で、飲料水以外の生活用水等に利用される水のことをいいます。ビル、団地等における貯留雨水のろ過水や合併処理浄化槽の処理水などが使われます。

地理情報システム（GIS：Geographic Information System）

位置の座標を共通の手がかりにして、地図情報や属性情報を統合的に管理する制度です。各種地図の重ね合わせや、情報の検索や表示などができます。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素などの大気汚染物質や地球温暖化物質の排出量や騒音の発生が少ない、又は全く排出しない自動車のことをいいます。実用化されている主な車種としては、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費・低排出ガス認定車があります。

デカップリング

1987年アメリカが提唱した、農産物の生産に直接影響を与えない直接所得補償制度のことをいいます。ヨーロッパでは、中山間地域など条件不利地域で農業を継続させ、環境や景観を保全する目的で実施されています。「三重県型デカップリング」とは、直接的な所得補償ではなく、ヨーロッパの考え方を取り入れた公益的機能の増進を狙いとして行う中山間地域住民の定住に向けた所得向上を図るための事業です。

天然ガス自動車

天然ガスを燃料とする自動車のことをいいます。黒煙、硫黄酸化物等の排出がほとんどなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をガソリン車と比べ2～3割低減できます。

透水性舗装

舗装体の貯留と路床の浸透能力により、雨水を地中に浸透させることができる舗装のことをいいます。街路樹の育成や雨水流出抑制機能、地下水涵養機能等を持っており、また自動車交通に伴う騒音の低減効果もあります。

トップランナー製品

省エネルギーなど製品の性能などが、最も優れている製品のことをいいます。省エネルギーなどの基準を、商品化されているものの中で最も優れた性能、技術開発の見通し等を踏まえて決定することを、トップランナー方式といいます。

二酸化硫黄（硫黄酸化物）

石油、石炭などの硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生します。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因にもなります。

二酸化窒素（窒素酸化物）

石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼします。

認定リサイクル製品

今まで廃棄されていたようなものを原材料や部品として再利用し、県内で生産された製品のうち、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく製品の品質、安全性や生産工場等の環境保全の基準等に適合した製品として県が認定したものをいいます。

認定林業事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事が認定した、林業（森林整備）活動を担う中核的な事業体（森林組合など）をいいます。

農業集落排水処理施設

農村地域の農業用排水の水質保全や生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落の生活排水等を一体的に処理する施設をいいます。

ノー・レジ袋運動（＝マイバッグ運動）

普段の買い物に自分の買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を辞退するという運動のことをいいます。直接的には、ごみ減量や石油資源の消費抑制による温暖化防止などを目的としますが、誰もができる身近な環境取組の象徴的な運動としても位置づけられています。

パーク・アンド・ライド

郊外の駐車場に自動車を止め、そこから都心部に公共交通（バスや電車）に乗り換えることにより、通勤時間帯の交通量を減らし、渋滞を緩和し、エネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減をめざす方式のことをいいます。

バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物を利用するエネルギーをいいます。薪、木炭、家畜ふん尿などがこれにあたります。

廃棄物処理センター

市町村等の委託を受け、廃棄物の広域的な処理等を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、国の指定を受けた法人や事業者のことをいいます。三重県では、三重県環境保全事業団が国の指定を受け、市町村の焼却残渣や産業廃棄物を処理するため、四日市市でガス化熔融処理施設を稼働しています。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を持ち、それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動させる動力複合車のことをいいます。

バスロケーションシステム

バスの走行位置を常時把握し、停留所や営業所において、到着予測時刻やバスの走行位置などバスの運行状況を表示し、利用者の利便向上や運行管理の向上を図る情報提供制度のことをいいます。

ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、野生動植物の生息・生育空間のことをいいます。

干潟

沿岸域で潮が引いたときに現れる砂又は泥が堆積した場所のことで、内湾や入江など外海の波浪の影響が少なく、砂泥を供給する河川が流入する場所に存在します。干潟には、陸域から有機物が流入し、これを二枚貝やゴカイなどの底生生物が分解し、また、この底生生物を魚類や水鳥が餌にするなど、沿岸域の重要な生態系を構成しています。

ビジターセンター

自然公園の自然や歴史を知り、より深く自然とふれあえるように、その公園の紹介や案内を行う施設のことをいいます。展示やスライド、ビデオなどによる公園の紹介のほか、自然観察会などさまざまな行事が行われています。

風致地区

都市において、自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められた地区のことをいいます。同地区では、都市計画法第58条に基づく三重県風致地区内における建築物等の規制に関する条例により、建築物の新築、改築、増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為について、知事の許可（市町長に権限委譲されており、原則として市町長の許可）が必要になります。

複層林施業

森林を構成する林木を皆伐することなく、一部の伐採にとどめ、樹下に苗木を植栽するなどにより、樹冠の高さが複数の層に分かれている森林を造成する施業をいいます。

浮遊粒子状物質（SPM；Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。工場、事業場やディーゼル自動車等から排出されるもののほか、土壌粒子などの自然界に由来するものがあります。

フレックスタイム制

所定の労働時間内で、出勤・退勤時間を自由に選択できる方式（自由勤務時間制）のことをいいます。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称です。冷蔵庫などの冷房やスプレーの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれています。

分収林制度

森林所有者、造林等を行う者、森林造成に必要な費用を負担する者など二者又は三者が共同で森林の造成を行う契約を結び、その契約の対象となっている森林からの収益を一定の割合で分け合う制度をいいます。

閉鎖性水域

湖沼や内海、内湾のように、外部と水の交換が行われにくい水域のことをいいます。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質の保全や改善が難しく、富栄養化による赤潮などの発生がみられます。

ページビュー

インターネットの利用に関して使われる単位で、ホームページの閲覧ページ数をいいます。ホームページの閲覧者（ユーザー）により、ファイルが1個表示されると、1ページビューとして数えられます。

保安林制度

森林は、水を蓄え、土砂崩れやその他の災害を未然に防ぐなど大きな役割を果たしています。国や県では、こうした森林の中で特に重要な役割を果たしているものを保安林に指定し、伐採や開発を制限しながら保全を図っています。

ボランティア

社会奉仕のため、無償かつ自発的に労働力を提供すること、又はそうする人のことをいいます。無償とはいっても、活動に伴う実費を受け取る場合もあります。また労働の対価を得る場合でも、市場価格よりも低い対価であれば有償ボランティアとしてボランティアに含めることがあります。

埋蔵文化財

大地に残された人間活動の痕跡である遺跡のことで、住居跡、墓地、城跡などの「遺構」と土器、石器、木製品、金属製品などの「遺物」が含まれます。

マイバッグ運動

→「ノー・レジ袋運動」参照

三重県産業廃棄物税

産業廃棄物施策を展開するための財源確保を目的に、平成13年6月に「三重県産業廃棄物税条例」として制定され、平成14年4月1日から施行されました。県内の産業廃棄物処理施設への搬入量に応じて、1トン当たり1,000円を排出事業者へ直接課税する法定外目的税です。

身近な自然を体験する県民デー

県内の環境保全団体が中心になって、多くの県民が身近な自然とふれあい、様々な自然を体験しながら、県内の豊かな森林や水について考える環境県民運動の催しです。

ミティゲーション

1970年代後半にアメリカにおいて導入された環境政策の1つで、開発事業等の人間活動に伴って自然環境への負の影響が予想される場合に、回避、最小化、代替のような措置を講ずることによって自然環境への影響を緩和又は補償することをいいます。

モーダルシフト

輸送方法を転換することをいいます。具体的にはトラックによる貨物輸送を船又は鉄道に切り替えようとする物流政策のことをいいます。

藻場

我が国の沿岸海域には、大型海草・草類から構成される植物群落があり、これらを藻場と呼びます。藻場は、沿岸生態系のひとつとして、水質の浄化や海生生物の幼生、稚魚の保育場、産卵場、採餌場などの役割を持ち、豊かな環境づくりを支えています。

有用微生物群

乳酸菌、酵母菌など、人間にとって有用に働く微生物を組み合わせたもので、有機物の分解を促進する効果があることから、土壌改良や生ごみの処理などに用いられます。

容器包装

びん、缶、紙袋、トレイ、ラップ等、商品の容器及び包装であって、その商品が消費されたり分離された場合に不要になるものをいいます。

ライフサイクルアセスメント（LCA）

製品が製造され、消費者によって使用、廃棄されるまでの全ての過程で、その製品が環境に与える影響を評価することをいいます。同じ機能を持つ商品の比較、改良の前後での比較により環境への負荷を評価するのに用います。

リサイクル

一度製品として作られたものを、別の製品を作るための原料として再生利用することをいいます。

リデュース

廃棄物の発生そのものを抑制することをいいます。

リユース

一度製品として使用したものを、廃棄せずに繰り返し使用することをいいます。

緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的、文化的な価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする、都市計画法第8条に規定される地域のことです。

類型指定

水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、「環境基本法」に基づき、河川、湖沼及び海域の利用目的に応じた水域類型を指定することをいいます。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物の種を選定し、その現状をまとめた報告書のことをいいます。名称は国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによります。日本では、動物については、1991年に環境庁から「日本の絶滅のおそれのある野生生物」が、植物については1989年に(財)日本自然保護協会から「我が国における保護上重要な植物種の現状」が作成されています。三重県では、1995年に三重自然誌の会により「自然のレッドデータブック・三重」が作成されており、また2005年には新しいレッドデータブックを取りまとめる予定です。



三重県環境森林部環境森林総務室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2314
FAX 059-224-3024
Email : kankyo@pref.mie.jp

三重県ホームページ

<http://www.pref.mie.jp/>

環境森林部ホームページ

<http://www.eco.pref.mie.jp/index.htm>

R100



この冊子は、古紙配合率100%の再生紙と、
環境にやさしい大豆油インクを使用しています。